

# 明・清頃中国の洗骨改葬

——『中国地方志民俗資料彙編』を中心に、  
その他の資料の分析から——

蔡 文 高

## 一、はじめに

人間の死がどのように捉えられていたかを考える場合、屍体をどのように処置するかということ、即ち葬法は1つの重要な問題である。葬法は屍体の単なる処置技術だけの問題ではなく、人の死霊観や祖先観などにも関わっている。そして、人々の所属している社会・政治・文化・宗教などの相違によって、採用していた(いる)葬法もそれぞれ異なっていた(いる)。人類が出現以来、世の中にさまざまな葬法が現れた。洗骨改葬は屍体の複数回の処置を要する葬法で、そのさまざまな葬法の中の一つである。

日本において、洗骨改葬は沖縄本島をはじめとする南西諸島に行なわれていた一種の独特な葬法である。しかし、洗骨改葬は日本の南西諸島だけに行なわれていたのではなく、中国、朝鮮半島、さらに東南アジア諸地域にも広く行なわれていた(いる)葬法である。そのうち、中国、特に南部中国の洗骨改葬は、これまで日本の研究者によく知られており、そしてそれは、多くの研究者によって南西諸島の洗骨改葬へ大きな影響を与えたのではないかと、注目されてきた。

しかし、中国全体の洗骨改葬の詳細については、いろいろな事情があって日中両国の研究者とも研究が少ない。日本の研究者による中国の洗骨改葬の研究については、台湾の洗骨改葬を調査・報告したいくつかのものを除き、挙げられる論著は、主に考古資料・歴史文献に基づいて先史・上古時代の中国の洗骨改葬を取り上げた「シナ海諸地域の複葬④—中国の複葬—」(国分 1975)など、限られたものしかない。その他の研究者は、中国の洗骨改葬を論じる際、ほとんど1つか2つの事例、ま

たは断片的な資料を引用して、大雑把に触れる程度で終わってしまい、管見による限り、全体的綿密な論述が見られない。

一方、中国側の研究者にも、洗骨改葬についての本格的な研究はあまり展開されてこなかった。挙げられる研究成果も、台湾・中国大陸・日本の洗骨改葬を述べた後、東南アジア諸地域の洗骨改葬を紹介したうえで、アメリカ・南アメリカに広く分布していた「平台葬」を洗骨改葬として捉え、洗骨改葬の環太平洋的分布を指摘した「東南亜の洗骨葬及其環太平洋的分布」(凌 純声 1955)という論文のほかは、考古資料・歴史文献に基づいた古代喪葬習俗の研究の中に「二次葬」(周 蘇平 1991)、「二次葬及びその観念」(徐 吉軍 1991)として簡単に触れた程度のものしかない。また、その中の比較的詳しい凌論文でも、中国における洗骨改葬の分布を中心に述べたもので、台湾地域の洗骨改葬以外には詳細なことを論じているわけではない。

以上のようなわけで、中国の洗骨改葬は、その存在がよく知られてはいても、実はその歴史や従来の様相、現今の実態などは極めて不明な状態のままになっている。しかし、洗骨改葬という葬法は、従来の中国人の死霊観や祖先観を理解・考察するためには重要な葬法であり、また現行習俗として多くの地域で行なわれているものである。このため、洗骨改葬は克明に整理・研究されなければならないと思う。

そこで、私は中国の洗骨改葬をできるだけ系統的に整理しようと考えた。そして、この作業の一環として、1995年福建省西部地域の長汀県でフィールドワークを行なった<sup>2)</sup>。その後、いろいろな調査資料をまとめるにあたり、現行習俗の調査・整理のためには、中国全土の過去の洗骨改葬習俗の実態を把握しておかなくてはいけないとつくづく感じていた。

本稿は、明・清時代から本世紀40年代までに編集された、中国大陸の各地域の地方志から、洗骨改葬に関連する記事のデータを集めて分析したものである。本稿の目的は、これらのデータの分析によって、今から遡って500～600年間の中国大陸全体における洗骨改葬の様相を、少しでも明らかにすることを目指している。なお明・清時代にとどまらず本世紀40年代までの資料も用いているので、本稿のタイトルを「明・清頃中国の洗骨改葬」とした。

ちなみに、この500～600年の間に編集された中国大陸の各地域の地方

志は8,000種以上、数万冊あるが、これらを全部検索することは、すべての資料を手に入れることができないなどの事情もあって、実際に不可能である。それで、本稿では、『中国地方志民俗資料彙編』（以下『資料彙編』）に収録されているものを中心に、ほかのいくつかの個人著書の関連記事を基本資料とした。

『資料彙編』は、中国全土31ヶ省・市・自治区に所属している2,500くらいの市・県・区の、明・清時代以来本世紀40年代までに編集された2,000点以上の地方志から、そこに記録されている習俗を抜き出して編集したもので、民俗の研究には大変有益な資料集である<sup>3)</sup>。但し、その中に収録している台湾地区の地方志資料は、1950年代から80年代の初め頃までに編集されたものであり、明・清時代についてみようとする本稿の取り扱う対象ではないので除いてある。

『資料彙編』は、現在中国の行政区画に従って、東北・華北・西北・華東（上、中、下）・中南（上、下）・西南（上、下）の6巻に分けられ、計10冊からなるものである。編集者のうち、主編者の丁世良・趙放は北京大学図書館員である。ほかの編集者のことは中国の出版事情によって、編集者リスト以外、個人的なデータがあまり載っていないので、わからない。『資料彙編』は、1982年北京大學民俗学会の成立をきっかけに編集されるようになったという。北京大學は中国民俗学の発祥の地であるといわれている。北京大學民俗学会は、1982年成立の時から、中国の民俗研究の必要性と、北京大學が持っている有利な諸条件などを考えた上で、『資料彙編』の編集を学会の研究企画の一部とした。その後、直ちに編集にとりかかり、1989年4月に東北巻を完成して、書目文獻出版社から刊行した。この出版社は北京にある質の高い歴史文獻を数多く出版し、中国では学術的なものの出版で有名な出版社である。それから、1989年5月に華北巻を、同9月に西北巻を、1991年6月に西南巻を、同12月に中南巻を、次々と出版し、最後に、地方志が最も多くしかも膨大な資料を読まなければならないので選別に手間がかかったのであろうか、華東巻が4年間くらい隔たって、ついに1995年2月に同出版社から出版され、出版は完了したのである。

資料の信頼性については、編集者が地方志から資料を抜き出して編集する時、「出来るだけ地方志文獻の記録を原状のまま保つ」という原則に沿ってしたため、資料集として信頼がおける。また、筆者も本稿で引

用しようとしている重要なものをできる限り資料原典に当たってみたが、元字を略字に直し、読むうえでの便をはかって句読点がつけられているくらいで、内容の方はほとんど原状のままであるということがわかり、信頼性の高いものであると確信できた。

## 二、洗骨改葬の事例とその説明

### 1 資料の限界性

『資料彙編』の内容は、各地方志の中に記されている民俗資料を、儀礼民俗・歳時民俗(年中行事)・生活民俗・民間文芸・民間言語・信仰民俗・その他という7項目に分け、各項目は更に小項目に分類して構成されている。本稿で取り扱おうとする資料は、儀礼民俗の「喪礼」の条に含まれている。本稿の『中国の洗骨改葬関連資料一覧表』(以下、『一覧表』)は、主にこれらの資料に基づいて作成したものである。

上述したように、『資料彙編』は信頼性の高い資料集である。しかし、『資料彙編』に関しては、信頼して利用すると同時に、もう1つのことにも注意を払わなければならない。それは『資料彙編』の限界性と、『資料彙編』に採用されている原資料自体の限界性についてである。次に、この限界性について簡単に述べておく。

『資料彙編』の限界性は、『資料彙編』が地方志の内容を選別して編集されたことから生まれてくる。

前項に述べたように、中国において、地方志は8,000集以上、数万冊ほどあって、『資料彙編』を編集するにあたって、すべての地方志に載っている民俗資料を全部抜き出して出版することはできない。そのため、編集者はやむを得ずに、1つの地域に何種かある地方志の中から、厳選して選択基準に最も近いものの1種か2種を選出することしかできない。しかし、選出できなかったものに、有益な資料がないとは限らない。捨てられたものの中にも貴重な資料が含まれている可能性がありうる。それは洗骨改葬の関連資料においても同じことがいえる。このため、『一覧表』の中に現れていない地域においても、洗骨改葬が行なわれたことがないと断定できない。

原資料自体の限界性は、地方志の編集の目的や、地方志編集者の、洗骨改葬など儒教で「伝統的・正統的」でないと思われていたり、批判したりされていたものに対する偏見によって引き起こされている。

中国では、古い時代から地方志の編集が始まり、各時代の為政者に重視されていた。しかし、地方志の編集は、その地域の歴史・生活の様相、地域的な文化などを客観的に記録して保存することを目的としたわけでは必ずしもなく、ほとんど為政者の国を治める道具の1つとされていた。また、すべての地方志にはその地方の民俗に関するものが載せられているが、これも、研究の目的、もしくは正確に理解しようとする目的で採集されたものではなく、「觀風俗，知得失，自考正也」（『漢書・藝文志』漢・班固）や「美教化，移風俗」（『詩經・周南・閟雎』）などというように、為政者が習俗を観察することによって統治の方法を考えたり、正しくないと思う習俗を為政者の意志に合わせるようにしたりするために採集されたのである。そのため、地方志の編集者は、主編者には当時の地方長官、ほかの編集者には地方政府の関係者が務めている場合が多い。これによって、もしその地域の習俗が為政方針に合わない時は、地方志に記入しなかったり、記入しても批判の資料としてのみ記入された。本稿で取り扱おうとしている洗骨改葬に関してもその例外でなく、「悪俗」「陋俗」などとされて批判の対象として採集されたものである。これは次に挙げられている事例の内容説明を見てもわかることである。

以上のようなわけで、ある地域では、実際には洗骨改葬が行なわれていた、しかも現在にも続けて行なわれているが、地方志の中には記入されていないこともある。これについて、顕著な例は福建省西部地域の洗骨改葬である。この地域では、洗骨改葬は今でもまだ行なわれているが、『上杭縣志』以外、『汀州府志』などの地方志には触れられていない。この点からみれば、地方志の資料は、貴重なものでありながら、限界性をも持つものである。

## 2 地方志に記されている洗骨改葬の事例

次に、『資料彙編』の中の、洗骨改葬あるいは洗骨改葬と思われる代表的な事例を取り上げ、それを現行行政区画の省単位に分け、その特徴などについて若干のコメントをつけておきたい。

【事例1】 横沙郷俗，通行劈棺改葬，系崇海流傳之習慣。凡人病故，葬棺三年，期滿即備骨甕，將棺劈開，以屍骨檢出，裝入甕中，封蓋重葬。此惟崇海人然，其他無有也。（『一覽表』1番

の事例) (原文は現代の中国の略字を用いているが、ここでは略字を元字に直した。それ以外の表記は原文のままである。)

横沙地区では棺を潰して「改葬」する習俗が盛んに行なわれている。これは崇海で流伝している習慣である。人が病死したら、棺に納めて3年間埋葬して、期間が満たされると、さっそく骨甕を備え、棺を潰して骨を拾い出し、甕の中に入れて蓋を閉めて再び埋葬する。これは崇海人だけに行なわれる習俗で、ほかの地域にはないのである。(『川沙縣志』1937年 上海国光書局版)

【事例2】 沙洲人死、列棺堰岸、数年之後檢骨入甕、以棺板為器具、謂可以辟邪。(同2番)

沙洲の人が死んだら、棺に納めて堰岸に並べて置き、数年後、屍体が骨化すると、骨を拾って甕に入れ、棺の板で器具を造る。そうすると、邪気を避けることができるといわれている。(『宝山縣志』1921年)

【事例3】 葬礼之失、莫甚於風水之惑。……苛擇吉地、露殯日久、柩腐揭骨、以瓮為冢(崇地易坍、遷冢揭骨本非得已、豈知久殯揭骨、頓成惡俗)、……子孫不肖且或為之(下略)。(同3番)

葬礼においては、風水に惑うことほど大きな過ちはない。……吉地の選択が厳しすぎ、しばらく柩を晒して殯し、柩が腐って骨を拾い、瓮を墓とし(崇明の地が崩れやすいため、墓を移し骨を拾うことは、もともとはやむを得ないことであるが、どうしてしばらく柩を晒して殯して骨を拾うという「悪俗」になってしまったらう)、……これをやるのが不肖な子孫である。(『崇明縣志』1930)

以上事例1～3の3例は、上海に所属している川沙県(現在は区)・宝山県(現在は区)・崇明県の洗骨改葬についての資料である。この資料によって、上海あたりでは洗骨改葬を行なったことがあるとわかる。崇明県においては洗骨改葬は1960年代の中頃まで続けられていたという<sup>4)</sup>。資料の内容によれば、事例1は土葬した後の洗骨改葬であり、事例2と事例3は風葬(殯)した後の洗骨改葬であると推測することができる。

【事例4】 『陳志』謂、貧者或火化、今亦罕聞、惟貧家田塍厝葬、年

深柩朽，往往以瓦壇改埋其骨耳。(同27番)

『陳志』(陳という人が主編した旧志——筆者注)によれば、貧しい人は火葬をする。これは今もうほとんど見えなくなった。ただ、貧しい家は田の畔に仮葬して、時間長く経って棺が朽ちてしまい、甕で遺骨を納めて改葬することがしばしばある。(『常昭合志稿』清・光緒30年)

事例4は江蘇省の洗骨改葬についての資料である。この地域の改葬に関する資料は、『一覧表』に載せておいたようにほかにもいくつかあるが、資料の内容はあまりにも簡略しすぎて、事例として挙げないことにした。また、事例4は土葬した後の洗骨改葬であるか風葬した後の洗骨改葬であるかについては明確でないが、後者の傾向が強いと思われる。

【事例5】 更有鄉愚延僧道將屍燒化，拾骸骨貯於瓮，埋之荒野(名曰“火葬”)。此風，南方水鄉土隘之地間有染之。(同53番)

更に、僧人か道士を呼んで来て屍体を焼き、後に骨を拾って瓮に納め、荒野に埋葬する(これを「火葬」と呼ぶ)、という郷愚もいる。この風習は南方水郷の平地の狭いところにしばしば見られるのである。(『桐鄉縣志』清・嘉慶4年)

【事例6】 或有將柩火焚，拾骸骨貯瓮埋之者；或俟屍腐爛後檢其骨置瓮中，謂之“揭生骨”。(同56番)

ある者は柩を火で焚き、骸骨を拾って瓮に納めて埋める；或いは屍体の朽ちるのを待ち、その後骨を拾って瓮の中に納めて埋め、これを「掲生骨」という。(『南潯鎮志』清・同治2年)

【事例7】 鄉民有火葬惡習。家屬死日，即用土壘厝棺桑地。或一二年，或十數年，視棺木朽爛，逢清明或冬至前一日舉火焚之，檢骨貯於壇(有僵屍未爛，因火灼筋骨變動若起坐者)，亦有揭生骨不用火焚者。屍骨不甚腐，則用刀剪截夾斷，慘忍之事，經官嚴禁不能挽回。(同57番)

郷民の間には火葬の悪習がある。家の人死ぬと、ただちに未焼の煉瓦を使って棺を桑地に「厝」する。或いは1～2年、或いは十数年経ち、棺の木の朽ちる程度を見て、清明または冬至の前日に火で焚き、骨を拾って壇に納める。また、「掲生骨」といい、火で焚

かない場合もある。この場合、もし屍体がまだ十分に朽ちていなければ、刀かハサミを用いて筋肉を切り落とす。こんな残酷な事は、官に厳しく禁止されても、絶えずに行なわれている。（『双林鎮志』1917年）

なお、「厝」という字は、棺を埋めるまでの間に安置すると仮埋葬するとの2つの意味を持っているが、ここでは前者を指している。

【事例8】 營葬：僅以磚砌，謂之“浮厝”。不用磚而築以三合土，包以草泥，謂之“登棺”。“白雲葬”以磚滾砌，而更堅久。通曰葬。丙舍：俗稱材亭，鄉俗之不葬者營亭厝之。揭骨：鄉俗，每俟數年後，清明，冬至前破棺檢骨置瓮中，謂之“揭骨”，向視為惡習。（同61番）

「營葬」は、（次の3つの方法がある）ただ煉瓦で棺を積み囲むのが「浮厝」と呼ばれ、煉瓦を用いないで「三合土」を以て築き、外側を草と泥の混合物で包むのが「登棺」という。また、棺を周囲全部煉瓦できちんと固める「白雲葬」がとても頑丈で長く保てる。これらを合わせて「葬」という。「丙舍」とは、俗に材亭と呼ばれるもので、郷俗に埋葬しないで亭を築き、棺を亭の中に厝するのである。「掲骨」とは、郷俗に「葬」をして数年待つと、清明、冬至の前に棺を潰し、骨を拾って瓮に入れることであり、以前から悪習と見なされてきた。（『徳清縣新志』1932年）なお、「浮厝」は事例6の「厝」と同じ意味である。

【事例9】 間有惑於風水及房分厚薄之說，將棺浮厝，經年擇地，至久未葬者。有因葬後不吉，或因墳塋低濕，檢骨改葬，或用小棺，或用大瓦罐（俗名精罐，形如龕，專貯骸骨，出自松邑），或結礦（礦）磚於山，不復用棺。有以子孫貼身衣裳裹骨，外以紅布被包束以葬，謂發蔭甚速者。（同74番）

中に風水及び「房」への影響の厚薄の考慮という説に惑わされ、棺を「浮厝」し、何年間を経ても埋葬しないことがある。また、埋葬した後に、不吉と思ったため、或いは墓の立地が低くてじめじめするため、骨を拾って改葬することもある。改葬の際、小さい棺を用いる場合があれば、大きい陶罐（俗称「精罐」、形は龕の如き、骸骨を貯えるに専用、松邑産のもの）を用いる場合もある。または



棺を使わずに、骸骨を山のどこかに煉瓦で積み囲むこともある。ある場合は、死者の子孫の衣裳で骸骨を包み、さらに外側を紅布で造った布団（のカバー？）で包んで埋葬する。こうすると、先祖のお陰が早いうちに子孫に及ぶという。（『宣平縣志』1934年）

以上事例5～9の5例は現在浙江省に所属している諸地域の洗骨改葬に関する資料である。これらの資料から見ると、浙江省は、洗骨改葬を盛んに行なった地域であることがわかる。また、別の資料によれば、この地域に居住している少数民族のショオ族は1950年代にも洗骨改葬を行っていたという<sup>5)</sup>。この5例の資料から見れば、浙江省の洗骨改葬は、火葬した後の洗骨改葬（事例5、6）、風葬または殯した後の洗骨改葬（事例6、7、8、9）、土葬した後の洗骨改葬（事例9）の3類型があると推測される。1つの地域に3種類の洗骨改葬が現れてくるのは浙江省だけである。

**【事例10】** 葬擇吉壤，預為累磚成塚，逾年啓視，吉然後卜葬，謂之“試塚”。其先<sup>3</sup>□<sup>3</sup>（殯）後葬者，年久棺腐，収白骨盛以木匣，謂之“拾黃金”。此風大謬，然習俗相沿，恬不為怪。（同89番）

埋葬の前に吉地を選び、予め煉瓦で形式的な墓を造って、1年を超えたら開けて見て、「吉」と思えば、正式に埋葬をする。これを「試塚」という。この殯した後の葬法には、何年間もして棺が朽ちてしまったこともある。その場合、骨を拾って木の箱に盛り込んで（埋葬する）。これを「拾黄金」という。この習俗は大間違いであるが、（この地域では）皆が行なっているため、誰も怪しいと思っていない。（『績溪縣志』清・嘉慶15年）

事例10の績溪県は現在安徽省に所属している。安徽省においては、改葬の例はいくつかあるが、内容はごく簡単なもので、改葬の際、洗骨改葬を伴うか否かが判断できないため、事例として挙げなかった。この例も風葬または殯した後の洗骨改葬である。

**【事例11】** 更有改葬遷葬，難免洗筋抹骨之慘。乾隆十一年，奉旨定

例嚴禁。(同111番)

更に「改葬遷葬」ということもある。これは、骨を洗ったり拭いたりするというひどいことが免れがたいことである。乾隆11年(1746)、皇帝の命令に従って法例を定め、これを嚴禁した。『安遠縣志』清・同治11年)

安遠県は現在江西省に所属している。江西省南部では洗骨改葬は現在でも行なわれている。しかし、従来、この地域の地方志資料には洗骨改葬のことがあまり現れてこなかった。また、江西省の洗骨改葬に関して、もう1つ挙げるべき資料は、清・趙翼の『陔餘叢考』(卷32)の上饒県の洗骨についての記事である。ただ、この記事は日本の研究者にもよく知られ、引用されているため、ここでは省略する。ちなみに、上饒県の志には洗骨改葬についての記事が見られない。この事例もまだ土葬した後の洗骨改葬である。

【事例12】 火葬之習、邑旧有之。揆其原因，多由葬後家中弗吉，以爲葬地不良所致，乃開墳焚屍，貯以瓦瓮，另謀改葬。(同116番)

火葬の習俗は、県内に昔からある。その原因について考えてみたら、ほとんど葬後に家に不吉のことがあって、それを葬地不良によった結果だと思ったため、墓を開けて屍体を焼き、骨を瓮に納めて改葬を謀ったのであろう。『閩清縣志』1921年)

【事例13】 葬礼……俗惑於風水之說，堪輿家互相詆諆，致有停棺不葬，或已葬而更改者，甚至歷年既久，棺已朽敗，檢取遺骸納入瓦罐而擇地遷葬者。(同117番)

葬送習俗においては、風水の説に惑い、それに風水師の言ったことがそれぞれ異なる時もあるため、棺をおいたままで埋葬しない、或いは一度埋葬して改葬をすることがある。更に、経った年代が長くて、棺が既に朽ちているので、遺骨を拾い取って瓦罐に納め、埋める場所を選んで改葬することもある。『建甌縣志』1929年)

【事例14】 始則希圖吉穴，遷延日久，……草草埋掩淺土中，久則取其骸骨貯小棺中，謂之“金棺”(亦有數年必易金棺，爲者出情理之外)，或貯罐中，謂之“骸罐”(或埋路傍，或屢次遷移，甚

至遺失，控告有司乞追。(同119番)

はじめには良い墓地を希望して埋葬しないが、時間が長く経つと、簡単に浅く埋葬し、しばらくしてから骸骨を取り出して小棺に入れて改葬する。これは金棺といわれる(また、埋葬数年後、必ず遺骨を金棺に入れ替える場合もあり、こうすることは情理に外れている)。或いは罐の中に貯えて改葬する。これは骸罐といわれる(改葬するときには、路傍に埋めたり、繰りかえし埋めたり移動したりする。更に、骸骨がなくなってしまい、役所に依頼して行方を調べることもある)。(『廈門志』清・道光19年)

【事例15】 又有改葬之陋俗，云十二年後，棺朽而肉化，以罌易棺，檢骸而置其中。骸曰骸金，罌曰金罌。(同126番)

また、改葬の悪い習俗がある。それは、埋葬後12年、棺が朽ちて肉が溶けたら、罌を棺のかわりとして、遺骨を拾って中に入れることであるという。遺骨は「骸金」といわれ、罌は「金罌」と呼ばれている。(『上杭縣志』1939年)

【事例16】 起扞檢筋之惡俗，獨盛於汀州。每至大寒前後，携鋤執箕，齋詣墳頭，自行開視，如骨少好，則仍按原所，否則檢骨瓦罌，挑往他所。明歲此時，又再開看。此視祖父之骸如兒戲，誠王法之所必誅。(同127番)

「扞」(棺の誤字であろう)を出して検骨の悪俗は汀州だけに盛んに行なわれている。毎年大寒前後になると、鋤や箕を持って、一緒に墓へ詣で、勝手に墓を開けて検視する。もし骨の様子が良ければ、またもとのところに埋め戻す。もし骨の様子が良くなければ、検骨して罌に入れ、ほかのところに担って行って埋葬する。翌年のこの時間、また開けて様子を見る。この祖先の遺骸を子供遊びみたいに扱う仕方は、本当に法律で厳罰するべきである。(『托素齋文集』明・黎媿)

以上事例12～16の5例は福建省の洗骨改葬に関するものである。これらの資料によれば、福建省の南部と西部では、洗骨改葬は盛んに行なわれていたことがわかる。西部地域の洗骨改葬が今でも続けられている。これについては筆者が報告したことがある<sup>6)</sup>。但し、今回扱われている西部地域の地方志には、事例15の『上杭縣志』以外、『汀州府志』など

は洗骨改葬についての記事が見当たらない。上述資料によれば、この地域の洗骨改葬は、土葬した後の洗骨改葬が圧倒的に多いが、風葬した後の洗骨改葬も、たまに見られる(事例13)ことが特徴である。また、洗骨の手段としては、全地域ではそうであるか否かが結論を出せないが、火を用いて清めることもあることは事例12によってわかる。火を用いて遺骨を清めることは、西部地域においては現在なお行なわれている<sup>7)</sup>。

**【事例17】** 瑶俗，始死即出屍於中庭，不留室内。斂畢，送至山中，以十三年為限，先擇吉日，改入小棺，謂之“舍骨”。舍骨必須女婿，重女婿，故以委之。舍肉(骨)者，除肉取骨，棄小取大。当葬之夕，女婿或三數十人集於宗辰之宅，(中略)各執竹竿，長一丈許，上三四尺許猶帶枝葉。(中略)傳云盤瓠初死，置之於樹，乃以竹木刺而下之，故相承以為風俗。(同145番)

瑶族の習俗は、人が死ぬと、(寝室の)室内に置かず、中庭(漢民族の住居の「庁」「庁堂」といわれる広間に当たると思う——筆者注)に屍体を出して、入棺したら山中に送り、そこに置いていく。置く期限は13年で、その後吉日を選び、骨を拾って、改めて小棺に入れる。これを「拾骨」という。拾骨は必ず女婿によって行なわれる。それは瑶族の人々が女婿を重んじるため、やらせるのである。拾骨は、ついている肉を取り除き、(すべての骨を拾うわけではなく)大きいものだけを拾い上げる。改葬をする時、女婿或いはほかの送葬者は、皆上の3、4尺に枝葉がついている長さ1丈の竹竿を持ちながら、葬地に行く。それは彼らの先祖である盤瓠が死んだ時、樹葬して遺骨を竹木で刺し下ろした伝承によった習俗であるといわれている<sup>8)</sup>。(『零陵縣志』清・光緒2年)

上述事例は湖南省の洗骨改葬の記事である。湖南省の衡陽あたりではもっと古い時代には洗骨改葬を行なったことがある(『梁書・顧憲之傳』、『隋書・地理志』などによる)が、地方志の方はあまり記していない。

**【事例18】** 惟惑於風水，葬親至數年後發棺檢骨，貯以瓦甕，謂之“金罐”，慘同析骸，多寄山邊，路邊，以為徐擇好山。久則

罐傾骨露，見者慘傷。光緒16年，知県惠登甲出示嚴禁，以三月為限，令其一律安葬。(同150番)

但し，風水に惑い，親を埋葬してから数年後，罐を掘り出して検骨をし，骨を瓦甕に入れる。これを金罐という。これは遺骸をばらすことと同じような残酷なことである。甕に入れた遺骨は，いい墓地を見つけるまで山裾や路辺に置かれる場合が多い。光緒16年，知県（県知事）惠登甲が3ヶ月以内に必ず埋葬する命令を出して，長く置くことを嚴禁した。（『花縣志』1924）

【事例19】 既葬之後，人事小不利，輒率子姪往啓空，祓其骸而浴之，易以瓦罐，別遷他所。雖勸禁，未能盡革。(同151番)

埋葬した後，何か良くないことが少しでもあったら，すぐに子姪をつれて葬地に行き，墓を潰し，遺骸を洗い清めて罐に入れ，ほかのところへ移して埋葬する。これは厳しく禁止されたが，すべて改めることができなかった。（『増城縣志』清・同治10年）

【事例20】 城中旧多停柩，近奉官諭知礼葬矣。郷間葬後十年，開冢檢骸，瓮藏之，曰“金葬”。此或患水蟻不得已而遷，姑可。率以為常，非礼也，宜禁之。(同152)

昔，町の方は柩を置いたままのことが多いが，最近は官府の命令に従って「礼」を知り，埋葬するようになった。田舎の方は埋葬後10年，墓を開けて検骨し，骨を瓮に納めるいわゆる「金葬」をする。これは水蟻の災いがあり，やむを得ない場合であれば，仕方がないが，習慣になって行なうのが「礼」にあわないことで，禁止すべきである。（『曲江縣志』清・光緒元年）

【事例21】 俗以南方卑湿，棺木易朽，水蟻易侵，於是葬者用收金使酒洗粘骨之渣滓，白骨之収諸罐者，顛倒錯乱，此仁人孝子之所不忍者。（『張府志』）此風最盛。邑人於葬後十余年用金埋收拾骸骨，擇地別葬，名曰“執金”，……(同153番)

南の方は，土地がじめじめして，棺の木が朽ちやすく，水蟻が棺の中に入りやすいため，埋葬したのちに骨を拾い，酒で骨に付いている腐肉の屑を洗い清め，そして浄骨を罐の中に納める習俗を形成した。骨を罐に入れる際，骨がめちゃくちゃになってしまい，これは賢い人や親孝行の人には納得できないことである。（『張府志』による）この風習はとても盛んであった。県の人々は埋葬後十何年，

甕に骸骨を納め、墓地を選んで改葬をする。これは「執金」といわれる。(『清遠縣志』1937年)

- 【事例22】 葬数歳、子孫有疾厄、則曰葬地独不利於我、清明、歳暮發出之、甚而剖棺火屍、剔肉取骨、甘為残酷、至不忍言。其納骨於瓦瓶、名曰“金罐”、或加以美名、曰“金城”、遷葬他所。(同154番)

葬後数年、子孫は病氣や何か良くないことがあったら、葬地が良くないので家に不利なことをもたらしたと思って、清明か年末の時に、棺を掘り出し、さらに棺を破って屍体を火で燃やし、腐肉を削り落として骨を取り、他所に改葬する。残酷なことを甘んじてするのは言うに耐えられないことである。納骨の瓦瓶は「金罐」という、または美名を加えて「金城」というのである。(『婦善県志』清・乾隆48年)

- 【事例23】 葬後十年或十余年、易以瓦罐、俗呼“金罐”、収骸骨、其骨黄者葬原处、如骨黑及湿、則另覓葬地。(同156番)

埋葬後10年か十何年、遺骨を「金罐」というものに納めて、骨の色が黄色であれば、原所に再び埋葬し、もし骨の色が黒くてじめじめしていれば、別の所に埋葬地を見つけて埋める。(『豊順縣志』清・道光25年)

- 【事例24】 惟陋俗相沿、葬後十年或十余年則易其棺而貯骨於瓮罌、名曰“金罐”。骨黄者復瘞葬原穴、骨黑者者另覓佳城、不經甚矣、非一二縉紳明理之家鮮不為。(同158番)

ただ、埋葬後10年か十何年、棺から遺骨を「金罐」という罌罎に移し納める悪い習俗が相伝わっている。骨の色が黄色であれば、原墓穴に再び埋葬し、もし骨の色が黒くなっていれば、別の所に埋葬地を見つけて埋める。これはとても葬送原理にあわないものであるが、儒教の理をわかるレベル高い僅かな家以外はやらない家は稀である。(『潮州府志』清・乾隆40年)

- 【事例25】 按、南方地卑湿、棺易朽、水蟻易侵、於是俗葬多用収金。収金之際、析骸而焙、入罐之時、毛髮棄於冢。其在罐者顛倒錯乱、間有不全、此誠孝子所不忍見。查律載：凡卑幼發尊長墳冢、開棺見屍者斬。又、子孫毀棄祖父母、父母屍、不論殘失與否、皆斬。夫掘骸収金、其與開棺見屍何異？

析骨入罐，其與毀棄何異？（同160番）

按ずるに、南の方は、土地がじめじめして、棺の木が朽ちやすく、水蟻が棺の中に入りやすいため、この地域の習俗は埋葬した後検骨することが多い。検骨の際、骨についている腐肉の屑を削り落とした後、火で乾かす。骨を罐に入れる時、毛髪は墓に捨てられる。罐の中で骨がめちゃくちゃになってしまい、たまには足りないこともある。これは親孝行の人には本当に見るだけでも耐えられないことである。法律を調べてみると、次のように載っている。あらゆる地位の低い者や目下の者が地位の高い者や目上の者の墓を潰して棺を出し、屍体を晒した場合は死刑になる。また、子孫が祖父母、父母の屍体を損傷したり、捨てたりする場合は、屍体が残っているかなくなっていたかにかかわらず、すべて死刑になる。そもそも、棺を掘り出して骨を拾うことは、墓を潰して棺を出し、屍体を晒したのとどこが違うか。遺骨を整理して罐に入れることは、屍体を損傷したり、捨てたりするのとどこが違うか。（『開平縣志』清・道光3年）

【事例26】 葬数年必啓視，洗骸貯以瓦罐。（同161番）

埋葬数年後，必ず開けて見，洗骨して罐に納める。（『赤溪縣志』1926年）

【事例27】 葬後数歳，或有開空，以瓦瓶納骨，名曰“金城”，又曰“金塔”，遷葬他所者，皆堪輿之說誤之也。（同162番）

埋葬数年後，ある人は墓を開け，骨を「金城」または「金塔」という甕に納め，他所に改葬する。これはすべて風水の説に惑った結果である。（『恩平縣志』清・道光5年）

【事例28】 粵東地卑湿，白蟻為患，葬親首<sup>者</sup>慮其骨<sup>□</sup>（蝕）於蟻，期年後發棺檢骨，入水洗刷，貯以磁罌，謂之“金罐”。（同163番）

広東省東部の土地はじめじめして、白蟻災いになり、親を埋葬した者は遺骨が白蟻に食い込まれる恐れがあって、3年後棺を掘り出して検骨し、水に入れて洗った後、瓷罌に納めて、これを「金罐」という。（『陽江縣志』清・道光23年）

以上事例18～28の11例は、広東省の洗骨改葬に関する記事である。こ

これらの記事は、洗骨改葬についてほかの地方志より詳しく記しているの  
で、大変貴重な資料である。また、広東省の洗骨改葬の事例から見ると、  
この地域の洗骨改葬はほとんど土葬した後の洗骨改葬であるが、洗骨  
の手段としては、水を用いたり、酒を用いたり、または火を用いたり  
しており、単一な手段で洗骨をするほかの地域と比べて、顕著な特徴を  
持っていることがわかる。

【事例29】 郷俗父母終，多豊於喪，而嗇於葬。即富厚之家，殯亦惟  
用寸許松木棺，瘞之淺土。二三年，檢骸骨盛以磁壇，就高  
坡厝之。又二三年，開墳揭視，有泥水則遷他所，否則已。  
故每歲大寒節內，檢骨探墳。鄉曲常紛紛然，……。 (同166  
番)

この地域の習俗は、父母が亡くなる時、葬儀は豊かに行なわれて  
いるが、埋葬の仕方はけちである。たとえ豊かな家でも、棺は大き  
さ寸余りの松木で造ったものしか使わないで、浅い埋葬をする。埋  
葬して2、3年経つと、検骨して甕に入れ、高い坂の所にそえて改  
葬する。また2、3年経つと、もう一度墓を開けて様子を見る。も  
し墓の中に泥水が入っていれば、再び改葬をし、入っていなければ、  
改葬をしない。このため、毎年の大寒の頃、墓を訪れて検骨す  
る人々が紛紛と見える。 (『武鳴縣志』1915年)

【事例30】 謹按，明末，国初，邑中往々有火化之举。父母歿，即積  
薪焚取拾灰燼，装以瓦罐而葬之。自乾隆以来，已無此種惡  
俗。惟親故則瘞棺於淺土，三年後啓土開棺，拾遺骨於瓦棺  
而寄諸土，謂之“小棺”；富貴之家則盛以好木棺材，停於  
外室，擇吉地而下葬，謂之“大葬”，有惑於風水之說，停至  
数十年而不克葬也。 (同167番)

按ずるに、明末、(清)国の初め頃、県内では火葬の習俗があっ  
た。父母が亡くなると、屍体を薪で焚き、残った骨を瓦罐に入れて  
埋葬する。乾隆以来、このような悪俗はもうなくなった。但し、親  
が亡くなって棺を浅埋葬し、3年後墓を開けて棺を出し、遺骨を拾  
って瓦の棺に移して改葬するようになった。これは「小棺」という  
ものである。これに対して、金持ちや地位のある家は遺骨をよい木  
で造った棺に入れ替え、外の部屋に置いて、吉地を選んで改葬す



る。これは「大葬」というものである。この時、風水の説に惑い、数十年も置いていて埋葬しない場合もある。（『上林縣志』清・光緒2年）

【事例31】 此外，多用金壇檢骨。三年之後將屍棺起土揭開，用一瓦壇將骨骸洗淨，炕干納入其中，封固掩埋，否則露置於河岸沙洲之邊，或置於懸岩峭壁之下，為求吉壤。（同172番）

このほか、「金壇」（甕）を用いて検骨することが多い。埋葬3年後棺を掘り出し、遺骨を洗い清めた後火で乾かして瓦壇（甕）に納め、甕の口をきちんと締めて改葬する。吉地を求めため、すぐ改葬しない場合は、河岸や、沙洲の傍、または懸岩峭壁の下などに、そのまま置いていく。（『遷江縣志』清・光緒17年）

【事例32】 葬不数年，多於清明墓祭日偷看，有為水，為泥，為蟻者，欲閉置則不可，欲遷葬又不能，於是碎檢其骨，藏之瓷瓦高塚中，名為“拾金”。其藏器謂之“金斗”。陋俗相沿，數百年莫能禁革。（同173番）

葬後数年も経たないうち、清明の墓参りの日に、墓を開けて覗き見る。中に水が溜まったり、泥が詰まったり、蟻が侵入したりしている時、そのまま埋め戻してはいけない、改葬しようとしてもまだできない。それで、遺骸をばらして骨を拾って瓷か瓦の高い甕に納め、「拾金」ということをする。その甕は「金斗」といわれる。この陋俗は昔から伝わってきたもので、数百年間も経っていたが、禁止することも、改めることもなかなかできなかった。（『潯州府志』清・同治13年）

【事例33】 『府志』載，張体義以雍正丁未出守潯州，至則鋤姦猾，舉優行，民知勸懲。潯俗葬親三年，例投其骨火中，拾爐於瓮而穴之土，名曰“火葬”，以故平墳暴屍者十室而九，体義痛禁之云云。（同174番）

『府志』によれば、雍正（1723～1735）丁未年間、張体義は潯州の知府になった。彼が来てから悪い奴を誅して、優秀なことを表彰したりして、民衆は彼の言ったことに従うようになった。潯州の習俗は、「火葬」と名付けて、葬後3年、遺骨を掘り出して火の中に投げ込み、そして残ったものを拾って瓮に納めて改葬する。このため、墓を均し屍体を晒す家は9割にもなり、張体義は厳しく禁止し

たという。(『桂平縣志』1920年)

- 【事例34】 靈俗，不甚停柩，或一月，半月必出喪，貧者則三二日則出，以其草葬也。草葬何也，謂數年後開棺檢金也。檢金云者，取一瓦罇，身高約三尺許，而以其骸納之，乃擇地另葬也。葬至三五年，輒私視之，以黃淨無泥，水，蟻等物侵者為上，否則重遷之。(同177番)

靈山県の習俗は、棺を置いたまま埋葬しないことがあまりない。死後1ヶ月か半月で必ず埋葬する。貧しい家は2、3日で棺を出して「草葬」という簡単な仮葬をする。「草葬」とは何かといえば、それは葬後数年棺を開けて検骨するということである。「検金」というのは、1つの高さ約3尺の瓦甕で遺骨を納め、墓地を選んで改葬することである。また、葬後3、5年、墓を確認して、骨の色が黄色であれば、中に泥や、水、蟻などが入っていなければ、そのままでもいい。そうでなければ、もう一度改葬をする。(『靈山縣志』1914年)

- 【事例35】 恩隆喪葬旧俗，惑於風水，動輒掘棺遷徙，甚至灰骨罈貯之，子孫分藏以為孝。署知縣陳如金嚴申厲禁，有犯必懲，並禁市陶器之人，其弊幾絕。(同178番)

恩隆の昔の葬送習俗は、風水に惑わされて、何かあったらすぐ棺を掘り出して改葬する。さらに、遺骨を火で焚いて甕に納め、子孫に分けて保存することを「孝」のためであると思っている。知縣陳如金がこれを厳しく禁止し、違犯した者を必ず厳罰し、陶器を販売することも禁止した。それで、その悪い習俗が絶えるようになった。(『百色府志』清・光緒17年)

以上事例29～35の7例は広西チワン族自治区の洗骨改葬に関する事例である。これらの事例を見てみると、この地域もかつて洗骨改葬を盛んに行なったことがあるとわかる。しかし、この地域において、洗骨改葬が現行習俗として、現在どうなっているかについては、残念ながら手元に資料を欠いているため、今回は確認できなかった。また、この7例によれば、この地域の洗骨改葬もほとんど土葬した後の洗骨改葬で、水を用いたり、火を用いたり、どれかだけではなく、複数の手段を用いたりして洗骨していた。

【事例36】 邑又有檢骨之俗，葬後十数年必改葬，其又古礼所無，事理之所不必也。(同186番)

県内は檢骨の習俗がある。葬後十何年，必ず改葬を行なう。これも古礼に見られないことで，事理から見れば，行なうべきでないのである。(『江津縣志』1924年)

この事例は四川省の洗骨改葬に関する記事である。事例はほかにもいくつかあるが，この例は最も洗骨改葬を語っていると思われるものである。今回見つけられた事例に限って見れば，四川省は洗骨改葬の稀薄な地域であると考えられる。この例も土葬した後の洗骨改葬である。

【事例37】 初葬不吉，另擇一地葬之者為遷葬。其程序一如初葬（此惟漢人之迷信風水者行然，甚至有二三其遷者。埋葬多年，棺槨朽腐者，遷時恒易棺，檢其骨殖而葬）。(同192番)

1 回目の埋葬が不吉と思われ，別の場所で墓地を選んで改葬することは「遷葬」である。その手順は1 回目の埋葬と全く同じである（これは，漢民族の，風水のことを迷信する人々だけに行なわれている。その時，さらに2，3 回改葬を行なう人もいる。葬後何年，棺が朽ちている場合は，改葬の時棺を換えて，遺骨を拾って改葬する）。(『平坝縣志』1932年)

【事例38】 狝家，……居喪不食肉，葬用棺。数年，墳多遷，視屍朽爛，举火焚之，以瓦罐檢灰，埋窆其家，稍有不吉，再擇埋之。(同193番)

「狝」の人々は，喪中に肉を食べない，棺を用いて埋葬する。葬後数年，墓は移されることが多い。その時，屍体が朽ちると，火で焚き，瓦罐で遺骨を納め，家の構内に埋める。その後，不吉のことが少しでもあったら，また罐を掘り出して再改葬する。(『永寧州志』清・道光17年)

なお，狝家は苗（ミョウ）族の一部の人々のことである。

【事例39】 發墓開棺，取枯骨刷洗，以白為度，用布裹骨復埋。(同194番)

墓を開けて棺を出し，枯骨を取り出して白くなるまで洗い，布で包んで改葬する。(『黔記』明・郭子璋)

【事例40】 六額子，……人死年余，延親族祭墓，發冢開棺，取骨刷洗令白，以布裹之。復埋三年，仍開洗如前，如此者三次乃已。(同195番)

六額子という人々は、人が死後1年余り、親族を集めて墓を祭った後、墓を潰して棺を出し、遺骨を取り出して白くなるまで洗い、布で包んで改葬する。改葬してから3年経つと、前と同じようなことをもう一度行なう。このように洗骨は3回繰り返される。『清神類鈔・喪祭類』清末～?・徐珂)

以上事例37～40の4例は貴州省の洗骨改葬に関する記事である。貴州省は多民族の混住地である。この地域の洗骨改葬もこれに応じて漢民族だけに行なわれていたのではなく、漢民族以外の人々にも行なわれていた。この地域の洗骨改葬のタイプもほとんど土葬した後の洗骨改葬で、洗骨の手段としては水か火、あるいは両方とも使われていた。

【事例41】 土人親死，既入棺，夜用土巫名「刀巴」者殺牛羊致祭，親戚男女畢集，以醉為哀。次日，送郊外火化，不拾骸骨。至每年十一月初旬，凡死人家詣焚所，拾灰燼余物，裹以松枝瘞之，複請「刀巴」念夷語，徹夜再祭以牛羊，名曰「葬骨」。(同198番)

「土人」は親が死んだら、棺に納め、夜に「刀巴」という巫者に頼んで牛羊を殺して死者祭祀をする。男女の親戚が集まって悼むために酔うまで酒を飲む。翌日、棺を郊外に送って火葬する。火葬した後の遺骨は直ちに拾われない。遺骨を拾うのは後の11月初旬になる。死者の家が火葬した場所へ行き、遺骨を松の枝で包んで埋葬する。埋葬する祭に、再び「刀巴」を請って呪語を唱え、牛羊を用いて夜を徹して祭祀する。これを「葬骨」という。『麗江府志』1964年中国書店抄本。編修年代が不明)

なお、麗江は雲南省にあり、少数民族と漢民族の混居地である。

「土人」は漢民族以外の人々を指している。

【事例42】 普馬，……人死不論男女，俱埋於掌房之下常行走處。每日以滾水澆之，俟腐取出，以肉另埋，骨則洗淨用緞為袋盛之。家人盡穿紅綠，殺猪牛，令婿負之跳舞，藏之家，三年

乃葬。遇疾病，則取用再跳，以為未瘞之骨作祟也。(同199番)

普馬(昔ある少数民族を称する時に用いた言葉)の人々は、人が死ぬと、男女を問わず、全部人がよく通る廊下のところに埋めて、毎日湯を注いで、朽ちた後に掘り出して、肉を別の場所に埋め、骨を洗い清めて「緞」という絹織物で造った袋に収める。死者の家の人は全部紅緑のものを着、豚や牛を殺して婿に背負わせて踊らせる。その後、遺骨は家に保存され、3年後埋葬される。もし、家人は病気があったら、埋葬していない遺骨が祟っていると思って、再び遺骨を出して踊る。(『開化府志』清・乾隆年間)

以上事例41～42の2例は雲南省の洗骨改葬についての記事である。この2つの記事、特に事例41に記されている洗骨改葬は、前に挙げられているほかの洗骨改葬の事例と比べて、多少異風な感じであるが、洗骨改葬の諸要素が揃っているため、本稿では洗骨改葬として取り扱う。

【事例43】 鄂倫春人、其住江省各城者、一切礼俗与満州同；其在森林游獵者、凡死者用大樹鑿穴殮之、置於高崗樹叉上、一年後埋之、殆有上古樹葬之風歟。(同201番)

鄂倫春人の中に、その黒龍江省の各都市に住んでいる者の習俗は、すべて満州と同じであり、その狩猟民は死者が出ると、大きい樹に穴を削り掘って屍体の中に入れて山の高い所の樹上に置き、1年後に埋葬する。これは上古の樹葬の習俗とよく似ている。(『黒龍江志稿』1933年)

鄂倫春人は、主に黒龍江省に住んでいた、また今でも住んでいる少数民族である。事例43から見れば、彼らの中の一部の人々は樹葬した後の洗骨改葬習俗を行っていたことがわかる。この事例は、唯一の東北地域の洗骨改葬に関するものである。

### 3 資料の性格について

『一覧表』に載せている各地域の洗骨改葬に関する資料は、いずれも風水思想の影響を受けているので、その性格を判断するには極めて難し

くなっているが、内容によって大きく次の3種類に分けることができると思う。

1つ目は、洗骨改葬の時期、手段などを詳しく記録していて、洗骨改葬であると明確に判断できるものと、洗骨改葬の時期や手段などについては全部は明記していないが、内容によれば、洗骨改葬であると考えられるものである。この種の資料は、『一覧表』を見てわかるように、比較的少ないもので、前項に事例として43例を挙げておいた。また、前項に事例として挙げたものは、すべて『一覧表』の「資料の性格」欄に「○」をつけておいた。

2つ目は、内容があまり簡略しすぎて、改葬の際、洗骨を伴うか否かは判断できないものである。この種の資料は、すべて『一覧表』の「資料の性格」欄に「△」をつけており、前種の資料より遥かに多い。

3つ目は、資料によっては、はっきり断定できないが、改葬であろうと思われるものである。この種の資料も、比較的多い。これも、すべて『一覧表』の「資料の性格」欄に印（「⊥」）をつけてある。

第1種の資料に現れている洗骨改葬は、洗骨改葬の時期や手段が決まっており、ある地域において普遍的に行なわれていた。一定化されたものに対して、第2種の資料に現れている改葬は、資料によっては、その地域において普遍的に行なわれて一定化されたものではなく、改葬の時期が特に決められていない、洗骨の手続きも取られるかどうか不明で、埋葬後風水師によって不吉と指摘された場合に限り行なわれていたものであると思われる。また、第3種の資料に現れているものは、屍体が第1次的処置をされた後、第2次的処置がいつ、どのように行なわれるかについて、明記していないもので、筆者が恐らく改葬であろうと判断したものである。この中、地域においてよく行なわれているもののほか、個別な例も含めている。

### 三、洗骨改葬の諸類型

洗骨改葬という葬法について、従來說明された形態を示せば、屍体や棺を仮葬するなど一度処置して骨化を待ち、一定の期間を経た後、遺骨を拾い挙げて正式に埋葬する葬法である。しかし、洗骨改葬は必ずしもすべての地域で一樣の方法で行なわれていたわけではない。各地のこれまで記録された洗骨改葬の資料を屍体の第1次的処置の方法を基準にし

て、大別すれば、(1)土葬した後の洗骨改葬、(2)「殯」(モガリ)・樹葬などを含めて風葬した後の洗骨改葬、(3)火葬した後の洗骨改葬、という3種類に分けられる。本稿で扱った資料からも、同じく3つの種類の洗骨改葬が見出される。

以下、『一覧表』と前に挙げている事例を参照しながら、この3つの類型について順次述べていく。

### 1 土葬した後の洗骨改葬

中国において土葬は、長い歴史を持つ葬法で、何千年にもなる長期間に各王朝時代の朝廷によって提唱され、人々に受容されてきた葬法である。洗骨改葬の場合においても、土葬は第1次に屍体や棺を処置する際に、最も一般的に利用されていた葬法である。本稿に挙げられている洗骨改葬事例の中に、土葬した後の洗骨改葬に関わるものがほかの類型より圧倒的に多い。さらに、現在各地になお行なわれている洗骨改葬は、ほとんどこの形をとっている。

『一覧表』の「第一次処置の名称、方法」の欄のものは地方志に記録された洗骨改葬を行っていた(ある地域では現在も行なっている)と思われる各地で、屍体の第1次処置を称する言葉である。但し「一」の印は該当記録がないか、あるいは判断できないことを示す。「土葬」は資料にこの言葉が用いられていないが、土葬と筆者が判断してつけたものである。

『一覧表』を見てわかるように、地方志の中では、「土葬」のことを表わす時、瘞、土厝、厝、浅葬、草葬などさまざまな言葉が用いられている。中に「瘞」「厝」などいくつかの見慣れない言葉が現れている。「瘞」とは埋葬のことであるが、「厝」という言葉はいくつかの意味を含めている。そのうち土葬に関わる意味についてだけを簡単に説明しておこう。「厝」は2つの意味を持つ。1つは「殯」に相当する棺を埋葬するまでの間に安置することで、もう1つは仮埋葬して改葬を待つことである。

前に挙げられている各省の洗骨改葬の事例は、土葬した後の洗骨改葬が事例の半分以上を占めてい、特に福建省・広東省・広西チワン族自治区の事例はほとんどこの類型のものである。また、全般から見れば、土葬した後の洗骨改葬の事例はほとんど漢民族地区のものであり、少数民族

族地区のものが非常に少ない。これは1つの顕著な特徴である。

但し、洗骨改葬の第1次処置は一言で「土葬」といっても、実際の処置の方法には多少異なる点がある。この処置の方法の違いは、事例13・事例29に示している浅埋葬や、事例34の墓をきれいに造らないような簡単な埋葬など、埋葬の深さや慎重さによって現わされる。

以上述べたように、土葬した後の洗骨改葬は、中国の洗骨改葬の諸類型の中でその事例が圧倒的に多いもので、最も普遍的な類型である。

## 2 風葬した後の洗骨改葬

風葬は、土に埋める土葬に対して、埋めることがなく、原野・海辺・樹上・台上・洞窟などに屍体を置き、自然に解体させる葬法であり、また、世界中広く見られ、中国においても、かつて盛んに行なわれていた葬法でもある。そして、洗骨改葬の場合でも、風葬は屍体の第1次処置の方法として、よく用いられていた。但し、古代中国の葬法を表わす際に用いられていた用語には、風葬という言葉が含まれていない。

風葬の作法は、民族や地域などによって細部では異なるが、本稿で扱われている資料からは、いわゆる「殯」と樹葬との2種を見出すことができる。以下、風葬した後の洗骨改葬を「殯」と樹葬との2つの側面から考察してみたい。

まずは、殯から見てみよう。

殯(モガリ)とは人が死んで入棺した後、埋葬するまでの間、遺体を小屋等の所に安置することである。中国では、殯をすることは遠い昔から葬送儀礼の一部として、埋葬する前の必要な手続きとされてきた。

しかし、歴史文献や地方志資料に記されている中国古代の殯は、その葬送儀礼全般における役割を通してみれば、棺に入れた屍体を一定の期間置いてからそのまま埋葬されるものと、一定の期間置いた後骨化した遺骸を拾い出して埋葬するものと、2種類がある。前者の場合の殯は、殯をする際に屍体の形体を保護するために、死者の口に水銀を入れたり、棺の中に石灰や木炭などを入れたりして防腐・防湿のことがよく行なわれ、屍体を解体させることを目的としない。この場合の殯は、あくまでも埋葬する前の儀礼の1つにすぎない。これは屍体の骨化を前提とする洗骨改葬と本質的に相違している。

これに対して、後者の場合の殯は、屍体を解体させ、屍体の骨化を待



つことを目的として行なわれたもので、洗骨改葬の一環として位置づけることができる。この場合の殯は、実は風葬の一種類であるが、その作法は前者の殯とよく似ているため、風葬という言葉を用いていない地方志などでは混同されていた。両者を比べてみれば、中国においては前者の場合の殯は後者より多い。

殯をする期間は時代や、地域、死者の階層によって異なる。周の時代（BC 11世紀～BC 222）では天子の殯は7ヶ月、諸侯の殯は5ヶ月、大夫の殯は3ヶ月、士と庶民の殯は1ヶ月であった。漢時代では変わり、殯の期間の長さは一定されていない。明・清時代の殯の期間も地方志の記録によれば、さまざまである。短い方は半月か1ヶ月位で、長いほうは2、3年間、さらに、経済的に困っている者が十何年か、何十年間になることもある。

殯をする場所は一般的に言えば、死者が生活していた家の中か、別に小屋を造って殯をする場合が多いが、村から離れたところに殯をすることもあり、地域や人によって必ずしも一定ではない。ただ、村から離れたところに殯をすることは、主に風葬にあたる殯の場合に行なわれていた。また、殯の方法もいろいろある。棺を小屋に安置する方法は普通に見られることであるが、他に、事例8の「浮厝」、事例10の「試塚」や、『一覧表』の64条の「殯墳」「草夾墳」などのようなものもある。「浮厝」、「試塚」は前に説明したように、煉瓦で棺を積み囲むもので、「殯墳」は経済的に余裕がある者に行なわれていたもので、殯をする土地の地面に石を敷いて棺を載せ、周りを煉瓦で積み囲み、上を瓦で葺いたものである。「草夾墳」は経済的に困っている者に行なわれていたもので、棺をただ藁などで蔽った簡単なものである。ほかに、事例2の「列棺堰岸」と事例4の「田塍厝葬」もいわゆる殯であろう。

次に、樹葬について見よう。

従来、中国では土葬・火葬・水葬・林葬が四大葬法といわれ、最も重要なものとされていた。このうち林葬は鳥葬とも野葬とも樹葬とも呼ばれていた。

樹葬はかつて世界中に広く行なわれており、東南アジアや日本・韓国・中国などの地域に近い頃まで行なわれていた古い葬法である。日本の愛媛県では、今でも死んだ猫を立木に吊す習慣がある<sup>9)</sup>。これは樹葬が行なわれていた痕跡であろう。また、山形県村山盆地や石川県河北郡にあ

る骨掛け習俗もこれと関係するとされている<sup>10)</sup>。一方、中国においても、樹葬が行なわれていたことは確かな事実で、歴史文献に記録されている。例えば、『魏書・東夷列伝』には「父母死。男女衆哭三年。屍則置林木之上。」というような、現在の東北地方の嫩江流域に生活していた「室韋族」の樹葬についての記事がある。また、『新唐書・北狄列伝』には「死不墓。以馬車載屍入山。置於樹顛。」というような、唐時代に現在の東北地方の遼河上流域に住んでいた契丹族の樹葬を記録したものが載っている。ほかに、『通典』(唐・杜佑)にも、「其俗死者以葦薄裹屍。懸之樹上。」というような、鮮卑族の一部である「庫莫奚」の樹葬習俗の記事があった。鮮卑族は隋唐時代以前、中国の西北や北部に出入りした民族で、隋唐以後にだんだん漢化されていった民族である。

以上3つの資料は古代中国北部地方少数民族の樹葬を語っている。この地域の樹葬してからの洗骨改葬は、凌純声の調査報告によると、1930年代にも行なわれていた<sup>11)</sup>。

しかし、中国においても、樹葬を行なう地域と民族は東北地方に限られるのではなく、西南地方にもある。『隋書・地理志』巻31には次のような記事がある。

南郡・夷陵・競陵・沔陽・元陵・清江・襄陽・春陵・漢東・安陸・永安・義陽・九江・江夏諸郡多雜蠻左。(中略) 頗與巴渝同俗。諸蠻本其所出。承盤瓠之後。(中略) 始死即出屍於中庭。不留室內。歛畢。送至山中。以十三年為限。先擇吉日。改入小棺。謂之拾骨。拾骨必須女婿。蠻重女婿。故以委之。拾骨者除肉取骨。棄小取大。當葬之夕。女婿或三數十人。(中略) 各執竹竿。長一丈許。上三四尺許。猶帶枝葉。(中略) 傳云。盤瓠初死。置之於樹。乃以竹木刺而下之。故相承至今。以為風俗。(下線は筆者)

引用が長くなったが、普通、歴史文献の中に、このような詳細な記事が極めて少ない中であって、これは極めて貴重な資料である。

引用文の初めに羅列してある諸郡はいずれも揚子江の中下流域にある。文中の「蠻」「諸蠻」は、ほかに「夷」「戎」「狄」を合わせて(一般に「東夷」「西戎」「南蠻」「北狄」といわれる)、歴史文献によく使われた中国国内諸少数民族または周辺諸民族の蔑称で、ここでは揚子江流域に

生活していた諸少数民族のことを指している。5, 6世紀の頃に、この地域に生活していた彼らはその後、文化程度の高い漢民族が優勢になるに伴い、同化されたり、他の地域、特に現在の西南地方に移駐したりすることになった。また、盤瓠は現在中国のショオ・ヤオなどの少数民族の伝説上の祖先である。

下線を引いた箇所は改葬のことを語っている。その意味を要約すれば、次のようになる。「諸蛮」は人が死ぬと、(寝室の)室内に置かず、中庭(漢民族の住居の「庁」「序堂」と言われる広間に当ると思う——筆者注)に屍体を出して、入棺したら山中に送り、そこに置いていく。死体の骨化を待って、13年までに吉日を選び、拾骨をして、改葬を行なう。拾骨は必ず女婿によって行なわれた。また、拾骨する時に、全ての骨を拾うわけではなく、大きいものだけを拾い上げる。そして、肉が完全に朽ちていない場合は肉を取り除く。改葬をする時、送葬者は皆枝葉が付いている長さ1丈の竹竿を持ちながら、葬地に行く。それは彼らの先祖である盤瓠が死んだ時、樹葬して遺骨を竹木で刺し下ろした伝承によった習俗である。

この資料は我々に豊富な情報を提供しているが、中でも、注目すべきものは樹葬に関係するところである。棺を山中に送ることは樹葬にする意味であると思う。もし、土葬にするなら、通常村のそばか村に近い場所に埋めることになる。そして、その時代では人口がそんなに多くないため、主に狩猟生活をする彼らには耕地を占める考慮があまりいらないので、屍体を平地に埋めるにしても、山裾か山坡に埋めてもよいのであり、棺をわざわざ山中に送る必要はないであろう。そして、盤瓠の伝説も合わせて考えれば、山中に送ることが樹葬をするためであると推測することができる。これを裏づけるものは次に挙げる『大清統一志』巻394に記録された清時代の貴州省都邕府苗族の樹葬のことである。

「夭苗……一名黒苗。(中略)死不葬。以藤蔓束之樹間。」

儒学經典『礼記・檀弓』によると、葬は「藏」である。屍体を隠して人に見えないようにすることが「葬」である。そうしなければ、「葬」にならない。この認識に主導されて、中国では長い間、土葬こそ葬であると唱えられ、他の葬法は排斥されていた。そのため、藤蔓で屍体を樹の幹に縛る葬法、即ち樹葬は「不死葬」といわれた。

樹葬を行なう民族は、上述以外に、内蒙古のエフェンキ族や、黒龍江

省のオロチョン族・ホジェン族、雲南省のチンポー族、広西のヤオ族などがある（鄧卓明ほか 1992）。また、樹葬は完全に消えてしまった古い葬法ではなく、今でもある地域に生きている葬法である<sup>12)</sup>。

樹葬の作法は、民族や地域によって細部では異なるが、大雑把に言えば、屍体を動物皮や白樺の皮等で包むか棺に納めて、山に運んで樹の上に置いている葬法である。樹上に置く方式はいくつもあるが、その典型的なものが3つある。1つは樹に台を架けて屍体を置く、あるいは棺を2つの樹の股に架けて置く方式である。もう1つは屍体を直接樹に掛ける、或いは樹の幹に縛って置いていく方式である。3つ目は樹の上に小屋を作ってそこに屍体そのままを置くか屍体を入れた棺を置く方式である（鄧 1992）。

屍体を樹上に置いて解体させ、2、3年くらい経って骨化したら、骨を浄めて改めて埋葬することは樹葬の一般的な形であるが、改葬せずに遺棄されることがあるかどうかについてはわからない。

本稿で取り扱っている地方志資料の中に、樹葬に関わる事例は、前に挙げている事例17の零陵県志の記事と、事例43の黒龍江省の鄂倫春人に関する記事との2例しかない。事例17の内容は上に挙げた『隋書・地理志』の記事の後半の内容とほぼ同じである。これは、恐らく県志の編集の当時、零陵県においてはこの習俗がまだ行なわれてい、編集者が『隋書・地理志』の記事の内容を認めながら、安易にその表現を借りたのであろう。

樹葬は四大葬法の中で最も古風な様式であり、樹葬して洗骨改葬することが洗骨改葬の原初型として考えてもよいであろうと思う。

『莊子・盜跖篇』は原始時代の人類について、次のように述べていた。

古者禽獸多而人少。於是民皆巢居以避之。昼拾橡栗。暮栖木上。

故命之曰「有巢氏」之民。

文意は、古は野生動物は人より多い。このため、人類は皆巢居を以て野生動物の傷害を避けた。昼には野生果実を拾って食い、夜になると木の上に泊まる。だから「有巢氏」と称されたというのである。

原始時代に、生活技術が発達していない、平地に丈夫な住居を構えない我々人類が野生果実を拾ったり、簡単な狩猟をしったりして生活していたことは確かであろう。銃も弓矢も槍さえもないあの時代の人類には野生動物が恐ろしいものであることは想像できる。だから、木の上に巢を

構えて泊まったり、洞穴に隠れたりすることは身を守るための最も安全な方法であろう。人類の屍体を処置する葬法は彼らの生活環境や、生活方式と関係あるに違いない。樹居していた原始人類が樹葬をしたことも推測できるであろう。

その後、農耕を行ない、平地に野生動物の傷害を防ぐ丈夫な住居を構えるようになったのに伴い、人類は平地に定住するようになった。彼らの生活環境や生活方式の変わることに応じて、葬法も土葬に変わり始めた。樹葬した後に骨を浄めて改めて埋葬する葬法はおそらくこの頃に現れてきたものであろうと思う。その後、葬法は主に土葬に変わって、樹葬はだんだん消えるようになってしまった。

しかし、樹葬はだんだん消えるようになったといっても、必ず完全に消失したというわけではない。前に述べたように、樹葬は半農耕半狩猟民である東北地方や西南地方の諸民族に今でも伝えられている。

### 3 火葬した後の洗骨改葬

中国において、火葬は四大葬法の1種であり、土葬について広く行なわれていたし、現在ではますます増えつつある葬法である。ただ、火葬は他の葬法より、後に考案された葬法であると思う。

今まで考古学によって明らかにされた史前時代の火葬の事例は土葬の事例と比べ、遥かに少ない。1945年に発掘された甘肅省臨洮寺洼山の新石器時代の遺跡に、1つの墓の中に骨灰が入っている陶罐が発見されたが、これは今までに発見された火葬と思われる事例の最も早いものである(周蘇平 1991)。ほぼ同時代の事例はその後、ほかの地域の遺跡からもいくつか発見されたが、このような僅かな例から、その時火葬の習俗が一般的であったというには少し無理があると思う。

火葬についての最も古い記録は、恐らく春秋時代の『墨子・節葬(下)』であろう。記事は次のようである。

秦之西有義渠国者。其親戚死。聚柴薪而焚之。熏上。謂之登遐。然後成為孝子。

ここに出てくる義渠は古代羌族の一部で、現在甘肅省慶陽地区に生活していた。この羌族の火葬の習俗を記録したのとして、同じ春秋時代の『呂氏春秋・義賞』がある。

氐羌之民。其虜也。不憂其系累。而憂其不焚也。

氐羌族の人は捕虜になった際の心配は、縛られるかどうかではなく、死後焼かれないのではないかということである。

この2つの記事を見ると、彼らに対して、火葬は最も理想的な葬法であったことがわかる。

この時代、火葬は主に西北地域の諸民族に行なわれていた葬法である。漢・唐時代には、火葬を行なう地域は広がるようになったにも拘らず、火葬を行なう民族はまだ漢民族以外の諸少数民族に限られていた(周 1991)。

唐時代以前の文献には、漢民族の火葬についての記録があまりない。1928年に山東省泰安の考古学の発掘で1具の石棺が出土し、石棺の上に次の「銘文」があった。

惟漢五鳳二年。魯卅四年四月四日。校尉卜伊討北海。四十戰。卒上谷。火葬家焉。

校尉(武官)卜伊は北海を討伐しに行って40戦もしたが、上谷で戦死した。(遺体は)火葬して家に持って帰られた。

これは漢民族の火葬についての記事であるが、卜伊の死んだ場所は戦場で、家に遠く離れたところでもあるため、屍体をそのまま持って帰ることができないので、やむを得ずに特別な措置がとられたのであると思う。

火葬が漢民族に受け入れられるようになったのは仏教の普及と関連している。歴史的には五代(907~960)以後のことで、その後宋・元時代になると各地で盛んに行なわれていった。明・清時代の南部中国の地方志には火葬のことがたくさん記録されている。しかし、身体全体の消滅を特徴とする火葬は、その性質上、身体をできるだけ完全に保護して土に埋める農耕文化に根付く土葬とまったく異質な葬法であるので、歴史上、土葬を提唱した為政者側によって禁止されたことが何度もある。これと関連して、火葬は土葬以外のほかの葬法と同じように、ほとんど、下層階級によって行なわれていた。

火葬の作法についての要旨は、次のようである。人が死んでから屍体を入棺(棺を使わない場合もある)するまでの儀礼は他の葬法と大体同じであるが、その後、木で台を造って(造らない場合もある)下に薪を入れ、屍体や棺を台の上に乗せて焼く。焼く場所は町や村と離れた川辺や、山の中などの場合が普通であるが、南宋時代(1127~1279)の浙江

省海塩県のように「焚化院」、呉県のように「化人亭」という専門的火葬場を設けることもあった(周 1991)。焼いた後の灰はそのまま棄てられたり、容器に入れて埋葬されたり、山や、河川、海などに散らされたりする。寺院で火葬する場合には多くの寺院が「灑骨池」(周 1991)という骨灰の処置場を設けてあるから、そこに入れることもできる。

以上、中国の火葬について簡単に紹介した。しかし、火葬は一般に屍体全体を消滅させることを特徴とする葬法である。身体の形体が消えない限り、魂が行くべきところに行けない、安定できないという考えが火葬に現れている靈魂観である。これに対して、魂が永遠に浄骨に住み泊まる考えは洗骨改葬の靈魂観であると思う。靈魂観から見れば、火葬と洗骨改葬とはまったく異質なものである。このため、屍体全体を消滅させる火葬を、肉体は重要でないが、遺骨が重要とされる洗骨改葬に結び付けるのは無理なことであると思われるかもしれない。

しかし、火葬は、一般的には洗骨改葬に結び付けられないかもしれないが、本稿に取り上げられているいくつかの、「火葬」と名付けられた事例は例外であると思う。事例5・6・30・41と事例として挙げていない『一覧表』の122番はこの例外の例になる。

事例5の記事は清・嘉慶4年(1799)の『桐郷縣志』によったもので、その内容を見ると、3つのことが分かる。その1、火葬して骨を瓮に入れて埋葬する。その2、火葬葬骨は郷愚という下層階級の村人の風習である。その3、この風習は南方水郷の土地の狭い所に行なわれる。2、3を別にして、1の方は明らかに火葬した後の洗骨改葬のことを意味している。

また、事例6や、事例30、『一覧表』の20番などの記事は、事例5の記事より簡略であるが、「既死焚屍掲骨」、「或有將柩火焚。捨骸骨貯瓮埋之者」、「甚至將屍燒化。捨骸骨貯於瓮。埋之荒野」など、いずれも火葬した後の洗骨改葬のことを語っている。

事例41の記事は『麗江府志』によったものである。この事例の火葬してから遺骨を埋葬するまで一定の時間を隔てることは死穢を祓い、浄骨になるのを待つためであろう。

洗骨改葬の第1次の処置は、葬骨するために遺体を骨化する手続きである。この点から見れば、上に挙げた事例のいわゆる「火葬」は、骨化を早くするために行なわれた遺体処置の方法であると考えられる。

## 四、洗骨改葬の時期と洗骨手段

### 1 洗骨改葬の時期

屍体の第1次処置をした後、何年間くらい経っていたら、洗骨をして改葬を行なうかについては、資料の中に明確に記していない場合が多いが、明確に記しているものは『一覧表』の「期間」欄に示した。この欄を見ればわかるように、洗骨改葬の期間は地域によって異なり、必ずしも一定していない。このため、各地の洗骨改葬の期間を全体的にいくつかのタイプに分類してまとめることは極めて困難である。但し、大雑把に言えば、何十年も経つ極端な例を除けば、埋葬後10年以内か十何年で洗骨改葬を行なうことが最も一般的である。その中、『一覧表』の1・41・163・167・169・172・174・209・210番の3年、126番の12年、145番の13年、152番の10年、201番の1年というようなはっきり決めた例もあるが、このような例は全体的に見れば少ない。

洗骨までの期間の地域差は地域的民俗慣習（例えば数字への好みなど）に関わっているかどうか十分な資料がないので、断定はできないが、死体の処置方法に関係あることが推測できる。風葬の場合には2、3年間で改葬することが普通であるが、その原因は、恐らく第1次の処置をする時、屍体が埋葬されなくて、樹上などに置かれ、早く朽ちるためであると思う。また、『一覧表』の57番や166番のような、第1次の処置が土葬である場合でも、屍体を埋める深さによって洗骨できる期間が変わる。

このほか、一年中での洗骨改葬をする時期に関しても地域差が多少ある。これについて『一覧表』の中には、61番・113番・154番の3ヶ所だけ「清明・冬至」「清明・歳暮」と記録してあるが、ほかは全部記録されていない。その当時のものではないが、別の資料によると、廈門地区では清明の前後10日間<sup>13)</sup>、上杭県では8月1日、ほかの日にする場合には吉日を選んで洗骨をする<sup>14)</sup>という。

### 2 洗骨の手段

洗骨の際、何物を用いてするかは地域によって異なる。これについて『一覧表』と前に挙げている事例を見よう。

『一覧表』の「洗骨の手段」の欄に挙げた諸地域の洗骨の際に用いる



ものには「一」印を付けた記録のない地域を除き、主に水・酒・火などがある。その中、火で遺骨を清める地域が16ヶ所、水で遺骨を清める地域が9ヶ所、酒で遺骨を清める地域が1ヶ所である。これによれば、火で遺骨を清める地域が圧倒的に多いが、水で遺骨を清める地域も少なくないことがわかる。

洗骨の手段は単なる用いるものの問題ではなく、その裏に深い意味を持っている。水を使う場合、その水は決して日常生活的な意味の水ではなく、死体を湯灌する時に使う水と同じく特定な場所で一定の儀礼を行なった後もらってきた水で、呪術的力を持つものである。酒を使う場合も酒は単なる普通の酒ではない。酒は従来儀礼的食品で、祭祀の際によく供物として使われていた。洗骨に用いられる酒も、呪術的力をもつものとして用いられたのであろう。

火を使って遺骨を清める地域では明時代以前に火葬を行っていたことが多い。その後、清時代の乾隆年間に、火葬は朝廷に禁止された。火を用いて遺骨を清めることは、もしかすると火葬と何かの関連があるかも知れない。中国において、火は葬送儀礼によく使われるものである。また、火は婚姻儀礼においてもよく使われるものである。婚姻儀礼における火は魔除け・悪霊払いするものとして用いられることは、以前にはもちろんのこと、現在でも広い地域に見られる習俗である。これらのことを合せて考えてみれば、火は単純に物理的なものではなく、呪術的力を持つものとされていることがわかる。

## 五、洗骨改葬の分布

中国の洗骨改葬は先史時代に遡ることができる葬法で、その分布は時代によって、分布の地域が変わっていた。先史時代と明時代以前の歴史時代の洗骨改葬の分布は本稿の取り扱う対象ではないので、ここでは省略する。次に、明・清時代から1940年代までの間の洗骨改葬の分布について簡単に述べる。

明・清時代から1940年代までの間の改葬の分布は、『資料彙編』に取り上げられている地方志資料によれば、チベット・新疆・内モンゴル3地域を除き、ほとんどの省で行なわれていた。ただ、各省の間に行なわれた頻度が異なる。ある省では個別な例しか見つからない場合もある。

但し、改葬はすべて洗骨を伴うわけではない。その中、明らかに洗骨

を伴う、あるいは洗骨を伴うと推測できるものは事例として取り上げ、『一覧表』の中では「○」をつけて示されている。

『中国の洗骨改葬分布図』(以下、『分布図』)は、『一覧表』を図式化したものである。図の中の「○」印は前に説明したように、洗骨改葬若しくは洗骨改葬と推測されるものを意味する。また、「△」印は改葬であるが、洗骨を伴うかどうか判明できないもので、その地域において一部の人によく行なわれていたことを示している。「⊥」印は改葬であろうと思われ、その地域において一部の人に行なわれていたものと、個別な例も含めたことを示す。

この分布図によれば、洗骨改葬は南部中国に濃密に分布していることが指摘できる。また、これらの地域は、主に歴史上比較的開発に遅れていた南部中国の山地であることも指摘することができる。

『一覧表』と『分布図』があくまでも『資料彙編』に収録されている地方志資料に基づいて作ったもので、前にも指摘したように、これらの資料の中には、福建省西部や江西省南部地域のような、実際には洗骨改葬は行なわれていた、しかも、今でも行なっているが、地方志の中にはこれを記録しなかったこともあるので、洗骨改葬の分布は、実は『一覧表』や『分布図』に示している以上の地域に行なわれていたことも充分考えられる。

## 六、まとめ

以上、『資料彙編』に載っている地方志資料に基づいて、明・清時代から1940年代までの中国の洗骨改葬の事例を取り上げ、洗骨改葬の諸類型や、洗骨改葬の時期、洗骨の手段とその分布について論じた。その結論めいたことを簡略にまとめると、次のようになる。

- (1) 明・清時代から1940年代までの中国の洗骨改葬は、各地の地方志の洗骨改葬関連資料を屍体の第1次的処置の方法を基準にして、大別すれば、(1)土葬した後の洗骨改葬、(2)「殯」(モガリ)・樹葬などを含めて風葬した後の洗骨改葬、(3)火葬した後の洗骨改葬、という3つの類型に分けることができる。
- (2) 洗骨改葬の時期は、地域によって異なり、全体的に一定されたことがないが、一般的には10年前後である場合が多い。また、洗骨の手段として、火と水を用いることがほとんどで、酒を用いる例も現

れている。

- (3) 明・清時代には、改葬は中国の大部分の省に行なわれていたが、洗骨改葬は、本稿で扱っている資料による限り、南部中国、特に南部中国の山地に濃密に分布していた。
- (4) この頃の洗骨改葬の分布は、実は『一覧表』や『分布図』に示している以上の地域に行なわれていたことも充分考えられる。
- (5) この時期の洗骨改葬は、洗骨改葬の時期や洗骨の手段などから見れば、地域によって異なっている。

上に挙げられた諸地域の洗骨改葬は、現在どうなっているか、即ち、現行習俗としての洗骨改葬の様相については、中国の諸事情によって現在の資料が少ないため、結論めいたことは言えない。但し、江西省南部・福建省西部・広東省東部諸地域では、今でも洗骨改葬を行なっていることは確実である。ほかの地域の洗骨改葬の現状の確認は、これからの課題である。

## 注

- 1) 日本の研究者が出した台湾の洗骨改葬に関する報告は、金関丈夫 1937 「台湾本島人洗骨の風俗」『民族学研究』4(4)や、柴田常恵 1917 「台湾漢人の骨洗ひ」『歴史地理』30(3) などがある。
- 2) 小稿「福建省西部地域の洗骨改葬—沖縄との若干の比較もかねて—」『比較民俗研究』13 1996, 3 筑波大学比較民俗研究会
- 3) 1つの地域にはいくつかの地方志があるが、編集者はそれを厳選して1種か2種しか出していない。
- 4) 何 彬 1989 「日本の両墓制」『民族学研究』54-3 日本民族学会
- 5) 前掲注4)
- 6) 前掲注2)
- 7) 前掲注2)
- 8) この記事の内容は『隋書・地理志』巻31の記事とよく似ている。
- 9) 「葬法」『日本民俗学事典』(1989年版) 大塚民俗学会編 弘文堂
- 10) 前掲注9)
- 11) 凌 純声 1955 「東南亞的洗骨葬及環太平洋の分布」『中国民族学報』1 pp. 25~44
- 12) 周 蘇平 (1991) によると、広西のヤオ族、雲南省のチンポー族の人々が今でも子供の死者を樹葬する。また、陳明芳 (1987) によれば、

黒龍江省のオロチヨン族地域でも樹葬は現行習俗として行なわれている。

- 13) 陳耕 吳安輝編 1993 『廈門民俗』 鷺江出版社 p.115
- 14) 郭啓熹 1993 「客家人与遷徙文化」 『汀州客家研究』 汀州客家研究会編 p.38

#### 主要参考文献

- (1) 国分直一 1979 「シナ海諸地域の複葬④—中国の複葬—」 『どるめん』 8:9
- (2) 周 蘇平 1991 『中国古代喪葬習俗』 陝西人民出版社
- (3) 徐吉軍等 1991 『中国喪葬礼俗』 浙江人民出版社
- (4) 陳 耕等 1993 『廈門民俗』 鷺江出版社
- (5) 丁世良等 1991 『中国地方志民俗資料彙編』 書目文献出版社
- (6) 凌 純声 1955 「東南亜的洗骨葬及環太平洋の分布」 『中国民族学報』 1  
pp.25~44

中国の洗骨改葬関連資料一覽表\*

| 省   | 県・地区   | 項目   | 期間(年) | 第1処置の名称 | 第1処置の方法 | 第2処置の名称 | 第2処置の方法 | 洗骨の段 | 否 | 器 | 備 | 考 | 資料性格 | 資料の原出典              |
|-----|--------|------|-------|---------|---------|---------|---------|------|---|---|---|---|------|---------------------|
| 上海  | 1 川沙県  | 葬棺   | 3     | 改葬重葬    | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | ○    | 『川沙縣志』(1937 上海国光書局) |
|     | 2 宝山県  | 改葬   | 数年    | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | ○    | 『宝山縣志』(清・光緒8年)      |
|     | 3 崇明県  | 列棺埋岸 | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | ○    | 『崇明縣志』(1921年)       |
|     | 4 宝山県  | 廢棺   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | ○    | 『宝山縣志』(1930年)       |
|     | 5 崇明県  | 廢棺   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | ○    | 『崇明縣志』(1934年)       |
|     | 6 外灘   | 廢棺   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『月浦里志』(1934年)       |
|     | 7 外灘   | 廢棺   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『羅外灘志』(清・光緒15年)     |
|     | 8 嘉定県  | 廢棺   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『嘉定縣志』(清・乾隆7年)      |
|     | 9 嘉定県  | 廢棺   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『嘉定縣志』(清・乾隆7年)      |
|     | 10 嘉定県 | 廢棺   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『嘉定縣志』(1918年)       |
|     | 11 青浦県 | 廢棺   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『青浦縣志』(1963年重刊)     |
|     | 12 奉贤県 | 廢棺   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『奉贤縣志』(清・光緒17年)     |
| 山東省 | 13 萊陽県 | 土葬   | —     | 背骨殖     | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『萊陽縣志』(1935年)       |
|     | 14 平度県 | 土葬   | —     | 遷葬      | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『平度縣志』(1935年)       |
|     | 15 濰縣県 | 土葬   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『濰縣縣志』(1936年)       |
|     | 16 濰縣県 | 土葬   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『濰縣縣志』(1934年)       |
|     | 17 濰縣県 | 土葬   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『濰縣縣志』(1939年)       |
|     | 18 濰縣県 | 土葬   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『濰縣縣志』(清・乾隆14年)     |
|     | 19 濰縣県 | 土葬   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『濰縣縣志』(清・光緒26年)     |
|     | 20 濰縣県 | 土葬   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『濰縣縣志』(清・光緒7年)      |
|     | 21 濰縣県 | 土葬   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『濰縣縣志』(清・光緒28年)     |
|     | 22 濰縣県 | 土葬   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『濰縣縣志』(清・光緒28年)     |
|     | 23 濰縣県 | 土葬   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『濰縣縣志』(1927年)       |
| 江蘇省 | 24 高淳県 | 暫唐   | 何十年   | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『高淳縣志』(1918年)       |
|     | 25 高淳県 | 暫唐   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『高淳縣志』(清・康熙28年)     |
|     | 26 高淳県 | 暫唐   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『高淳縣志』(1935年)       |
|     | 27 高淳県 | 暫唐   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『高淳縣志』(清・光緒30年)     |
|     | 28 高淳県 | 暫唐   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『高淳縣志』(明・嘉靖40年)     |
|     | 29 高淳県 | 暫唐   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『高淳縣志』(清・光緒19年)     |
|     | 30 高淳県 | 暫唐   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『高淳縣志』(清・嘉慶10年)     |
|     | 31 高淳県 | 暫唐   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『高淳縣志』(清・嘉慶18年)     |
|     | 32 高淳県 | 暫唐   | —     | —       | —       | —       | —       | —    | — | — | — | — | △    | 『高淳縣志』(清・道光20年)     |

| 省     | 県・地区                       | 項目             | 期間(年) | 第一処置の名称、方法 | 第二処置の名称、方法 | 洗骨の段 | 容 | 器 | 備考 | 資料格                | 資料の原典 |                          |                  |
|-------|----------------------------|----------------|-------|------------|------------|------|---|---|----|--------------------|-------|--------------------------|------------------|
| 江 蘇 省 | 武進 陽湖 泰州 靖江 如皋 清河 阜寧 東台 浦東 | 陽湖 阜寧 清河 東台 浦東 | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | 「遷延不葬」「因循久淹」何年か十何年 | 上     | 『武進、陽湖縣志』(清・道光23年)       |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『句容縣志』(清・道光7年)           |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | —     | 上                        | 『泰州志』(清・道光26年)   |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | —     | 上                        | 『靖江縣志』(清・康熙22年)  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | —     | 上                        | 『江蘇通州志』(清・乾隆20年) |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | —     | 上                        | 『如皋縣志』(清・乾隆15年)  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | —     | 上                        | 『淮安府志』(清・乾隆15年)  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | —     | 上                        | 『清河縣志』(清・乾隆15年)  |
| 浙 江 省 | 杭 嘉 紹                      | 杭 嘉 紹          | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | 「堂積數棺」の場合もある       | 上     | 『浦東縣志』(1920年)            |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『杭 嘉 紹 縣志』(1946~1947年)   |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『子 嘉 紹 縣志』(1913年)        |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『昌 嘉 紹 縣志』(清・乾隆13年)      |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『建 嘉 紹 縣志』(清・道光8年)       |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『遂 嘉 紹 縣志』(1930年)        |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『蕭 嘉 紹 縣志』(1935年)        |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『嘉 嘉 紹 府志』(清・嘉慶6年)       |                  |
| 江 蘇 省 | 嘉 嘉 紹                      | 嘉 嘉 紹          | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | 下層の人がややる           | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(清・嘉慶34年)      |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(清・光緒8年)       |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(1925年)        |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『秀 嘉 紹 縣志』(1925年)        |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(清・光緒20年)      |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(清・光緒4年)       |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『桐 嘉 紹 縣志』(清・光緒8年)       |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(清・光緒8年)       |                  |
| 江 蘇 省 | 嘉 嘉 紹                      | 嘉 嘉 紹          | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | 下層の人がややる           | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(清・光緒19年)      |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(清・同治2年)       |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(清・同治2年)       |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(1917 上海商務印書館) |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(1936年)        |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(清・康熙12年)      |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(清・康熙4年)       |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(1932年)        |                  |
| 江 蘇 省 | 嘉 嘉 紹                      | 嘉 嘉 紹          | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | 数十年前不葬のこともある       | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(清・同治13年)      |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(1920年)        |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(1924年)        |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(1924年)        |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(1924年)        |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(1924年)        |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(1924年)        |                  |
|       |                            |                | —     | —          | —          | —    | — | — | —  | —                  | 上     | 『嘉 嘉 紹 縣志』(1924年)        |                  |

| 省      | 地区      | 項目  | 期間(年) | 第1処置の名称、方法 | 第2処置の名称、方法 | 洗骨の段 | 谷 | 器 | 備考                 | 資料の性格           | 資料の原典            |
|--------|---------|-----|-------|------------|------------|------|---|---|--------------------|-----------------|------------------|
| 浙江省    | 66 甌県   | 不葬  | —     | —          | —          | —    | — | — | 「郷間有一室数棺」          | +               | 『諸羅縣志』(清・乾隆38年)  |
|        | 67 上虞県  | 停柩  | —     | —          | —          | —    | — | — | 二、三十年のこともある        | —               | 『上虞縣志』(清・康熙10年)  |
|        | 68 嵊県   | 停柩  | —     | —          | —          | —    | — | — | 「有二、三世間不獲入土者」      | —               | 『嵊縣志』(1935年)     |
|        | 69 新昌県  | 停柩  | —     | —          | —          | —    | — | — | 子孫の衣服と紅布で骨を包む      | △△△△            | 『新昌縣志』(明・萬曆年間)   |
|        | 70 湯溪県  | 停柩  | —     | —          | —          | —    | — | — | 十何年のことと数十年前のこともある  | —               | 『湯溪縣志』(清・康熙55年)  |
|        | 71 浦江県  | 唐・漢 | —     | —          | —          | —    | — | — | 数十年前のことと数十年前のこともある | △△△△            | 『浦江縣志』(1916年)    |
|        | 72 龍遊県  | 唐・漢 | —     | —          | —          | —    | — | — | 数十年前のことと数十年前のこともある | △△△△            | 『龍遊縣志』(1925年)    |
| 73 景寧県 | 停柩      | —   | —     | —          | —          | —    | — | — | △                  | 『景寧縣志』(清・同治12年) |                  |
| 74 宣平県 | 浮屠土葬    | —   | —     | —          | —          | —    | — | — | △                  | 『宣平縣志』(1934年)   |                  |
| 75 松陽県 | —       | —   | —     | —          | —          | —    | — | — | △                  | 『松陽縣志』(清・乾隆34年) |                  |
| 76 龍泉県 | —       | —   | —     | —          | —          | —    | — | — | △                  | 『龍泉縣志』(清・乾隆27年) |                  |
| 77 慶元県 | —       | —   | —     | —          | —          | —    | — | — | △                  | 『慶元縣志』(清・嘉慶6年)  |                  |
| 安徽省    | 78 銅陵県  | 浅柩  | —     | —          | —          | —    | — | — | —                  | △               | 『銅陵縣志』(1930年)    |
|        | 79 直隸和州 | 停柩  | —     | —          | —          | —    | — | — | —                  | △               | 『直隸和州志』(清・光緒27年) |
|        | 80 廬江県  | 浮屠  | —     | —          | —          | —    | — | — | —                  | △               | 『廬江縣志』(清・雍正9年)   |
|        | 81 安慶府  | 停柩  | 何十年   | —          | —          | —    | — | — | —                  | △               | 『安慶府志』(清・康熙22年)  |
|        | 82 懷寧県  | 土葬  | —     | —          | —          | —    | — | — | —                  | △               | 『懷寧縣志』(清・道光5年)   |
|        | 83 桐城県  | 土葬  | —     | —          | —          | —    | — | — | —                  | △               | 『桐城縣志』(1940年)    |
|        | 84 望江県  | 停柩  | 何十年   | —          | —          | —    | — | — | —                  | △               | 『望江縣志』(清・康熙54年)  |
|        | 85 宿松県  | 唐・唐 | —     | —          | —          | —    | — | — | —                  | △               | 『宿松縣志』(1921年)    |
|        | 86 繁昌県  | 停柩  | —     | —          | —          | —    | — | — | —                  | △               | 『繁昌縣志』(1924年)    |
|        | 87 南陵県  | 唐   | —     | —          | —          | —    | — | — | —                  | △               | 『南陵縣志』(1937年)    |
|        | 88 甯国県  | 不葬  | —     | —          | —          | —    | — | — | —                  | △               | 『甯国縣志』(清・光緒7年)   |
|        | 89 旌徳県  | 試塚  | —     | —          | —          | —    | — | — | —                  | △               | 『旌徳縣志』(清・嘉慶15年)  |
| 90 歙県  | 唐       | —   | —     | —          | —          | —    | — | — | △                  | 『歙縣志』(清・乾隆26年)  |                  |
| 91 祁門県 | 唐       | —   | —     | —          | —          | —    | — | — | △                  | 『祁門縣志』(清・同治12年) |                  |
| 92 太平県 | 唐       | —   | —     | —          | —          | —    | — | — | △                  | 『太平縣志』(清・光緒34年) |                  |
| 93 建徳県 | 唐       | —   | —     | —          | —          | —    | — | — | △                  | 『建徳縣志』(清・乾隆19年) |                  |
| 江西省    | 94 新建県  | 不葬  | —     | —          | —          | —    | — | — | —                  | △               | 『新建縣志』(清・道光29年)  |
|        | 95 樂平県  | 停柩  | 2, 3年 | —          | —          | —    | — | — | —                  | △               | 『樂平縣志』(清・同治9年)   |
|        | 96 德安県  | 停柩  | —     | —          | —          | —    | — | — | —                  | △               | 『德安縣志』(清・乾隆21年)  |
|        | 97 湖口県  | 停柩  | —     | —          | —          | —    | — | — | —                  | △               | 『湖口縣志』(清・嘉慶23年)  |
|        | 98 彭澤県  | 停柩  | —     | —          | —          | —    | — | — | —                  | △               | 『彭澤縣志』(清・同治12年)  |
| 99 都昌県 | 停柩      | —   | —     | —          | —          | —    | — | — | △                  | 『都昌縣志』(清・同治年間)  |                  |

| 省           | 県・地区 | 項目  | 日 | 期間<br>(年) | 第 一<br>処置の名称、方法 | 第 二<br>処置の名称、方法 | 次<br>方法 | 洗<br>手 | 段 | 容 | 器 | 備<br>考 | 資<br>料<br>性<br>格 | 資<br>料<br>の<br>原<br>出<br>典 |
|-------------|------|-----|---|-----------|-----------------|-----------------|---------|--------|---|---|---|--------|------------------|----------------------------|
| 江<br>西<br>省 | 100  | 德興県 | — | —         | 不葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『德興縣志』(清・道光6年)             |
|             | 101  | 撫豊県 | — | —         | 停殮              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『撫豊縣志』(1917年)              |
|             | 102  | 豐城県 | — | —         | 殮               | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『豐城縣志』(清・道光5年)             |
|             | 103  | 靖安県 | — | —         | 不葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『靖安縣志』(清・道光5年)             |
|             | 104  | 金溪県 | — | —         | 不葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『金溪縣志』(清・道光6年)             |
|             | 105  | 東郷県 | — | —         | 不葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『東郷縣志』(清・同治8年)             |
|             | 106  | 新城県 | — | —         | 停殮              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『新城縣志』(清・同治10年)            |
|             | 107  | 永豊県 | — | —         | 停殮              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『永豊縣志』(清・同治13年)            |
|             | 108  | 龍泉県 | — | —         | 停殮              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『龍泉縣志』(清・同治12年)            |
|             | 109  | 萬安県 | — | —         | 停殮              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『萬安縣志』(清・同治11年)            |
|             | 110  | 饒州府 | — | —         | 停殮              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『饒州府志』(清・道光4年)             |
|             | 111  | 安遠県 | — | —         | 土葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『安遠縣志』(清・光緒元年)             |
|             | 112  | 瑞金県 | — | —         | 土葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | ○                | 『瑞金縣志』(清・同治11年)            |
|             | 113  | 定南県 | — | —         | 土葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | ○                | 『定南縣志』(清・道光5年)             |
| 114         | 上饒県  | —   | — | 土葬        | —               | —               | —       | —      | — | — | — | ○      | 『上饒縣志』(清・道光5年)   |                            |
| 福<br>建<br>省 | 115  | 長樂県 | — | —         | 停棺              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『長樂縣志』(1917年)              |
|             | 116  | 閩清県 | — | —         | 土葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『閩清縣志』(1921年)              |
|             | 117  | 建甌県 | — | —         | 土葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『建甌縣志』(1929年)              |
|             | 118  | 大田県 | — | —         | 土葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『大田縣志』(1931年)              |
|             | 119  | 廈門  | — | —         | 土葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『廈門志』(清・道光19年)             |
|             | 120  | 同安県 | — | —         | —               | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『同安縣志』(1929年)              |
|             | 121  | 寧徳県 | — | —         | 火葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『寧徳縣志』(清・嘉慶15年)            |
|             | 122  | 永徳県 | — | —         | 土葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『永徳縣志』(乾隆年間)               |
|             | 123  | 永泰県 | — | —         | 寄               | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『永泰縣志』(1930年)              |
|             | 124  | 安溪県 | — | —         | 土葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『安溪縣志』(清・乾隆22年)            |
|             | 125  | 漳浦県 | — | —         | 土葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『漳浦縣志』(1936年)              |
|             | 126  | 上杭県 | — | —         | 土葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『上杭縣志』(1939年)              |
|             | 127  | 汀州府 | — | —         | 殮?              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『托業齋文集』(明・黎姚)              |
|             | 128  | 仙遊県 | — | —         | 殮?              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『閩俗賦』(清・陳盛韶)               |
| 河<br>南<br>省 | 129  | 孝城県 | — | —         | 緩葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『孝城縣志』(1924年)              |
|             | 130  | 通許県 | — | —         | 緩葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『通許縣志』(清・乾隆35年)            |
|             | 131  | 汲県  | — | —         | 土葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『汲縣志』(清・乾隆20年)             |
|             | 132  | 封丘県 | — | —         | 土葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『封丘縣志』(1937年)              |
|             | 133  | 輝県  | — | —         | 不葬              | —               | —       | —      | — | — | — | —      | △                | 『輝縣志』(編纂年代不明、1959年出版)      |



| 省       | 県・地区    | 項目 | 期間<br>(年)  | 第一処置の名称、方法  | 第二処置の名称、方法   | 洗骨の<br>段   | 器  | 備考                              | 資格<br>特性  | 資料の<br>原典   |
|---------|---------|----|--|---|--|--|--|---------------------------------|---|---|
| 河南省     | 134 原武県 | 掩柩 | —<br>—<br>—<br>—   | 土葬・遷葬<br>土葬・土葬<br>土葬                                | —<br>—<br>—<br>—   | —<br>—<br>—<br>—   | —<br>—<br>—<br>—   | —<br>—<br>—<br>—                | △<br>△<br>△<br>△  | 『原武縣志』(清・乾隆12年)<br>『武陟縣志』(清・道光9年)<br>『汝南縣志』(1938年)<br>『光山縣志』(清・光緒15年)   |
|         | 135 武陟縣 | 停柩 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 136 汝南縣 | 不柩 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 137 光山縣 | 停柩 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
| 湖北省     | 138 蕪安縣 | 停柩 | —<br>—<br>—<br>—   | 土葬土葬<br>土葬土葬<br>土葬                                  | —<br>—<br>—<br>—   | —<br>—<br>—<br>—   | —<br>—<br>—<br>—   | —<br>—<br>—<br>—                | △<br>△<br>△<br>△  | 『蕪安縣志』(清・道光2年)<br>『咸寧縣志』(清・光緒8年)<br>『江夏縣志』(清・同治8年)<br>『松滋縣志』(清・同治8年)  |
|         | 139 咸寧縣 | 不柩 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 140 江夏縣 | 不柩 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 141 松滋縣 | 不柩 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
| 湖南省     | 142 醴陵縣 | —  | —<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—  | 易遷土舍<br>遷葬土舍<br>遷葬土舍<br>遷葬土舍<br>改墳                  | —<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—  | —<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—  | —<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—  | △<br>△<br>△<br>△<br>△<br>△<br>△ | 『醴陵縣志』(清・同治9年)<br>『耒陽縣志』(清・光緒11年)<br>『永州府志』(清・道光8年)<br>『零陵縣志』(清・光緒2年)<br>『靖州直隸州志』(清・光緒3年)<br>『安福縣志』(清・同治8年)<br>『慈利縣志』(清・同治6年)<br>『寧鄉縣志』(清・同治6年) |   |
|         | 143 耒陽縣 | —  |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 144 永州府 | —  |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 145 零陵縣 | —  |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 146 靖州  | —  |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 147 安福縣 | —  |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 148 慈利縣 | —  |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
| 149 寧鄉縣 | —       |    |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
| 広東省     | 150 花县  | 土葬 | —<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>— | 骨の他に於じて新葬地を決める<br>舊葬を重葬、瓦罐葬を輕葬と言う<br>骨の色に応じて新葬地を決める | —<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>— | —<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>— | 金罐<br>瓦罐<br>瓦罐<br>瓦罐<br>瓦罐<br>瓦罐<br>瓦罐<br>瓦罐<br>瓦罐<br>瓦罐<br>瓦罐<br>瓦罐<br>瓦罐<br>瓦罐<br>瓦罐<br>瓦罐 | 不吉と思う時に<br>清明・歲暮に               | ○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○  | 『花縣志』(1924年)<br>『增城縣志』(清・同治10年)<br>『曲江縣志』(清・光緒元年)<br>『清遠縣志』(1937年)<br>『佛香縣志』(清・乾隆48年)<br>『民国新修大埔縣志』(1943年)<br>『豐順縣志』(中華民国・不明)<br>『長泰縣志』(清・乾隆40年)<br>『潮州府志』(清・嘉慶20年)<br>『澄海縣志』(清・道光3年)<br>『開平縣志』(1926年)<br>『赤溪縣志』(清・道光5年)<br>『恩平縣志』(清・道光23年)<br>『陽江縣志』(清・道光23年)<br>『羅定志』(1935年)<br>『西寧縣志』(清・道光10年) |
|         | 151 增城縣 | 土葬 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 152 曲江縣 | 土葬 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 153 清遠縣 | 土葬 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 154 佛香縣 | 土葬 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 155 大埔縣 | 土葬 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 156 豐順縣 | 土葬 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 157 長泰縣 | 土葬 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 158 潮州府 | 土葬 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 159 澄海縣 | 土葬 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 160 開平縣 | 土葬 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 161 赤溪縣 | 土葬 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 162 恩平縣 | 土葬 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 163 陽江縣 | 土葬 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 164 羅定  | 土葬 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |
|         | 165 西寧縣 | 土葬 |  |   |  |  |  |                                 |   |   |

| 省         | 県・地区 | 項目  | 期間(年) | 第1処置の名称、方法 | 第2処置の名称、方法 | 次洗骨の方法 | 洗骨の段 | 容器   | 備考  | 資料格            | 資料の原出典   |
|-----------|------|-----|-------|------------|------------|--------|------|------|---|----------------|--|
| 広西チワン族自治区 | 166  | 武鳴県 | 2, 3年 | 浅葬         | 檢骨         | —      | —    | 磁罎・棺 | 食者は互饗。金持者は良質棺他に、火葬葬骨次の習俗もある。<br>(土葬は合骨、小葬は五收葬と言う大骨を五收埋める葬法。骨を水洗した後に乾かす骨を綺麗に拭いた後火で乾かす。火は清・雍正の頃までのこと。「草葬」は簡単に埋めること) | ○○○○○○○○○○○○○○ | 『武鳴縣志』(1915年)<br>『上林縣志』(清・光緒2年)<br>『賓陽縣志』(1934年)<br>『賓陽縣志』(1936年重刊)<br>『同正縣志』(1933年)<br>『鳳山縣志』(1948年)<br>『來賓縣志』(1937年)<br>『遷江縣志』(清・光緒17年)<br>『遷江縣志』(1935年)<br>『潯州府志』(清・同治13年)<br>『桂平縣志』(1920年)<br>『貴縣志』(清・光緒23年)<br>『貴縣志』(1935年)<br>『靈山縣志』(1914年)<br>『百色庁志』(清・光緒17年) |
|           | 167  | 上林県 | 3年    | 浅葬         | 檢骨         | —      | —    | 瓦罐・棺 |   | △△△△△△△△△△△△   | 『長壽縣志』(1928~1944年)<br>『遷溪縣志』(清・光緒25年)<br>『綿竹縣志』(1920年)   |
|           | 168  | 賓陽県 | 数年    | 浅葬         | 檢骨         | —      | —    | 瓦罐   |   | △△△△△△△△△△△△   | 『南溪縣志』(清・嘉慶17年)<br>『江安縣志』(清・嘉慶17年)<br>『納溪縣志』(清・嘉慶18年)  |
|           | 169  | 同正県 | 2年    | 土葬         | 檢骨         | —      | —    | 瓦罐   |   | △△△△△△△△△△△△   | 『眉山縣志』(1923年)  |
|           | 170  | 鳳山県 | 2年    | 土葬         | 檢骨         | —      | —    | 瓦罐   |   | △△△△△△△△△△△△   | 『江津縣志』(清・同治10年)<br>『儀隴縣志』(1932年)   |
|           | 171  | 來賓県 | 1, 2年 | 土葬         | 改葬         | —      | —    | 瓦罐   |   | △△△△△△△△△△△△   | 『大竹縣志』(清・道光2年)<br>『茶峯縣志』(1915年)  |
|           | 172  | 遷江県 | 4~3年  | 土葬         | 大檢骨        | —      | —    | 瓦罐   |   | △△△△△△△△△△△△   | 『遷義府志』(清・道光21年)<br>『平垣縣志』(1932年)   |
|           | 173  | 潯州府 | 3年    | 土葬         | 檢骨         | —      | —    | 瓦罐   |   | △△△△△△△△△△△△   | 『永寧州志』(郭・道光17年)<br>『黔記』(明・郭・道光)  |
|           | 174  | 潯平県 | 数年    | 土葬         | 檢骨         | —      | —    | 瓦罐   |   | △△△△△△△△△△△△   | 『清粹類鈔』(清未~?・徐珂)  |
|           | 175  | 容県  | 数年    | 土葬         | 檢骨         | —      | —    | 瓦罐   |   | △△△△△△△△△△△△   |  |
| 四川省       | 176  | 貴山県 | 数年    | 草葬         | 檢骨         | —      | —    | 瓦罐   | 「独家」の習俗<br>「雲南貴州の少数民族の習俗」<br>家中病人が出た時、三回行なう   | △△△△△△△△△△△△   |  |
|           | 177  | 靈山県 | 数年    | 草葬         | 檢骨         | —      | —    | 瓦罐   |   |                |  |
|           | 178  | 恩陞  | —     | 土葬         | 選葬         | —      | —    | 瓦罐   |   |                |  |
|           | 179  | 長壽県 | —     | 土葬         | 選葬         | —      | —    | 瓦罐   |   |                |  |
|           | 180  | 蓬溪県 | —     | 土葬         | 選葬         | —      | —    | 瓦罐   |   |                |  |
|           | 181  | 綿竹県 | —     | 土葬         | 選葬         | —      | —    | 瓦罐   |   |                |  |
|           | 182  | 南溪県 | —     | 不葬         | —          | —      | —    | —    |   |                |  |
|           | 183  | 江安県 | —     | 不葬         | —          | —      | —    | —    |   |                |  |
|           | 184  | 納溪県 | —     | 不葬         | —          | —      | —    | —    |   |                |  |
|           | 185  | 眉山県 | —     | 不停棺        | —          | —      | —    | —    |   |                |  |
| 贵州省       | 186  | 江津県 | —     | 土葬         | 檢骨         | —      | —    | 瓦罐   |   |                |  |
|           | 187  | 儀隴県 | —     | 不停棺        | —          | —      | —    | —    |   |                |  |
|           | 188  | 萬源県 | —     | 不停棺        | —          | —      | —    | —    |   |                |  |
|           | 189  | 大竹県 | —     | 不葬         | —          | —      | —    | —    |   |                |  |
|           | 190  | 茶峯県 | —     | 不葬         | —          | —      | —    | —    |   |                |  |
|           | 191  | 遷義府 | —     | 殯          | 土葬         | —      | —    | 瓦罐   |   |                |  |
|           | 192  | 平垣県 | —     | 土葬         | 選葬         | —      | —    | 瓦罐   |   |                |  |
|           | 193  | 永寧州 | —     | 土葬         | 選葬         | —      | —    | 瓦罐   |   |                |  |
|           | 194  | —   | —     | 土葬         | —          | —      | —    | —    |   |                |  |
|           | 195  | 六韻子 | —     | 土葬         | —          | —      | —    | —    |   |                |  |

| 省                | 県・地区   | 項目  | 期間<br>(年) | 第一<br>処置の名称、<br>方法 | 第二<br>処置の名称、<br>方法 | 洗骨の<br>段 | 容<br>器 | 備<br>考         | 資<br>料<br>性<br>格 | 資<br>料<br>の<br>原<br>出<br>典        |
|------------------|--------|-----|-----------|--------------------|--------------------|----------|--------|----------------|------------------|-----------------------------------|
| 雲<br>南<br>省      | 196南寧縣 | 土葬  | —         | 遷葬                 | 遷葬                 | —        | —      | 不吉と思われる時に行なう   | △                | 『南寧縣志』(年代不明)                      |
|                  | 197沾益州 | 土葬  | —         | 遷葬                 | 遷葬                 | —        | —      | 意外のことがあった時に行なう | △                | 『沾益州志』(清・光緒11年)                   |
|                  | 198麗江府 | 土火葬 | —         | 葬骨                 | 葬骨                 | —        | —      | 松の枝で骨を包む       | △                | 『麗江府志』(1964年・中国書店抄本)              |
|                  | 199開化府 | 土火葬 | —         | 土葬                 | 土葬                 | 水        | —      | 骨を淨めた後二年目に埋める  | △                | 『開化府志』(清・乾隆年間)<br>『浪穹縣志』(清・光緒29年) |
| 黑<br>龍<br>江<br>省 | 200綏化府 | 土葬  | 5, 6年     | 土葬                 | 土葬                 | —        | —      | —              | ○                | 『黑龍江志稿』(1933年)                    |
|                  | 201鄒倫縣 | 土葬  | 1年        | 土葬                 | 土葬                 | —        | —      | 狩猟民の葬法         | ○                | 『望奎縣志』(1929年)                     |
| 吉<br>林<br>省      | 202望奎縣 | 土葬  | —         | 土葬                 | 土葬                 | —        | —      | —              | △                | 『長春縣志』(1941年)                     |
|                  | 203長春縣 | 土葬  | —         | 土葬                 | 土葬                 | —        | —      | —              | △                | —                                 |
| 遼<br>寧<br>省      | 204新民縣 | 土葬  | —         | 土葬                 | 土葬                 | —        | —      | —              | △                | 『新民縣志』(1926年)                     |
|                  | 205錦州府 | 土葬  | —         | 土葬                 | 土葬                 | —        | —      | —              | △                | 『錦州府志』(1931~1934年)                |
|                  | 206錦縣  | 土葬  | —         | 土葬                 | 土葬                 | —        | —      | —              | △                | 『錦縣志』(1920年)                      |
|                  | 207広寧縣 | 土葬  | —         | 土葬                 | 土葬                 | —        | —      | —              | △                | 『広寧縣志』(1931~1934年)                |
| 河<br>北<br>省      | 208遷安縣 | 土葬  | —         | 遷葬                 | 遷葬                 | —        | —      | —              | △                | 『遷安縣志』(1931年)                     |
|                  | 209文安縣 | 土葬  | 3         | 土葬                 | 土葬                 | —        | —      | —              | △                | 『文安縣志』(1922年)                     |
|                  | 210塩山縣 | 土葬  | 3         | 土葬                 | 土葬                 | —        | —      | —              | △                | 『文安縣志』(1922年)                     |
|                  | 211青島  | 土葬  | —         | 土葬                 | 土葬                 | —        | —      | —              | △                | 『塩山縣志』(1916年)                     |
|                  | 212衡水縣 | 土葬  | —         | 土葬                 | 土葬                 | —        | —      | —              | △                | 『衡水縣志』(1931年)                     |
|                  | 213藁城縣 | 土葬  | —         | 土葬                 | 土葬                 | —        | —      | —              | △                | 『衡水縣志』(清・乾隆32年)                   |
|                  | 214武安縣 | 土葬  | —         | 土葬                 | 土葬                 | —        | —      | —              | △                | 『武安縣志』(清・嘉慶9年)                    |
|                  | 215沙河縣 | 土葬  | —         | 土葬                 | 土葬                 | —        | —      | —              | △                | 『沙河縣志』(1940年)                     |
|                  | 216内邱縣 | 土葬  | —         | 土葬                 | 土葬                 | —        | —      | —              | △                | 『内邱縣志』(清・道光22年)                   |
|                  | 217広宗縣 | 土葬  | —         | 土葬                 | 土葬                 | —        | —      | —              | △                | 『内邱縣志』(1933年)                     |
|                  | 218高邑縣 | 土葬  | —         | 土葬                 | 土葬                 | —        | —      | —              | △                | 『高邑縣志』(1941年)                     |
|                  | 219東光縣 | 土葬  | —         | 土葬                 | 土葬                 | —        | —      | —              | △                | 『東光縣志』(清・光緒14年)                   |
| 220清河縣           | 土葬     | —   | 土葬        | 土葬                 | —                  | —        | —      | △              | 『清河縣志』(清・同治11年)  |                                   |

| 省     | 県・地区  | 項目 | 期間<br>(年) | 第<br>一<br>次<br>処<br>置<br>の<br>名<br>称、<br>方<br>法 | 第<br>二<br>次<br>処<br>置<br>の<br>名<br>称、<br>方<br>法 | 洗骨の<br>段<br>階 | 谷 | 器 | 備<br>考          | 資<br>料<br>格<br>性 | 資<br>料<br>の<br>原<br>出<br>典 |
|-------|-------|----|-----------|---|---|---------------|---|---|-----------------|------------------|----------------------------|
| 陝西    | 定遠    | 寧  | —         | 土葬  | 改葬  | —             | — | — | —               | △                | 『定遠行志』(清・光緒5年)             |
| 山西    | 222陽曲 | 県  | 数年        | —   | 土葬  | —             | — | — | —               | 上                | 『陽曲縣志』(1932年)              |
|       | 223平定 |    | 3年        | —   | 土葬  | —             | — | — | 上               | 『平定直隸州志』(清・光緒7年) |                            |
|       | 224浮山 |    | 数年        | —   | 停柩  | —             | — | — | 上               | 『浮山縣志』(1835年)    |                            |
|       | 225太平 |    | —         | —   | 停柩  | —             | — | — | 上               | 『太平縣志』(清・道光5年)   |                            |
|       | 226襄陵 |    | 数年        | —   | 停柩  | —             | — | — | 上               | 『襄陵縣志』(1923年)    |                            |
|       | 227鄉寧 |    | 十何年       | —   | 殯   | —             | — | — | 上               | 『鄉寧縣志』(清・乾隆49年)  |                            |
| 228直隸 | 数年    | —  | 停柩        | —   | —   | —             | — | 上 | 『直隸絳州縣志』(1931年) |                  |                            |
| 甘肅    | 229合水 | 県  | —         | 土葬  | —   | —             | — | — | 上               | 『合水縣志』(年代不明)     |                            |
| 天津    | 230寧河 | 県  | —         | 浮厝  | —   | —             | — | — | 上               | 『寧河縣志』(清・乾隆44年)  |                            |
| 海南    | 231文昌 | 県  | —         | 不葬  | —   | —             | — | — | 上               | 『文昌縣志』(清・咸豐8年)   |                            |

\*

(1) この一覽表は『中国地方志民俗資料彙編』の資料に基づいて作成したもので、この資料集に用いられている原出典については「資料の原出典」欄に示した。但し、114・127・128・194・195・199諸項は、資料の原出典の欄に明記したように「中国地方志民俗資料彙編」以外の文献によったものである。

(2) 本表の地名は資料に従ったもので、現在の地名に対応しないものもある。

(3) 「一」はこの項についての記録がない、または判断できないことを示す。

(4) 「○」を付けている項は、資料によって改葬の時「洗骨」が行なわれたと思われ、改葬である。また、「上」を付けている項は、改葬であろうと思われ、改葬の際、洗骨を伴うかどうか不明のものである。

(5) 上に挙げていない省・自治区は、改葬に関する記事が見当たらないので、省略されている。

『中国の洗骨政分布図』

